

公債管理特別会計

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 24,536,000	銀行その他からは証券普通貸借または証券公発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該年度における利率とする。	借入れの日から25カ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

公債管理特別会計

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	財産収入		千円 1,827,641
2	繰入金	1. 財産運用収入	1,827,641
		1 基金繰入金	145,912,465
		2 他会計繰入金	24,176,504
3	繰越金		1
		1 繰越金	1
4	市債		24,536,000
		1 借換債	24,536,000
	歳入	合計	172,276,107

歳出

歳出	款	項	金額
1	公債費		千円 169,805,112
		1 公債費	169,805,112
2	諸支支出金		2,468,995
		1 繰出金	2,468,995
3	予備費		2,000
		1 予備費	2,000
	歳出	合計	172,276,107

令和 5 年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び 1 日平均患者数

了	病床数(許可)	川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382 床	663 床	343 床	376 床
精神病床	38 床	38 床	-	-
感染症病床	12 床	12 床	-	-
結核病床	40 床	-	40 床	-
合 計	1,472 床	713 床	383 床	376 床

イ	年間患者数	川崎病院	井田病院	多摩病院
入 院	397,738 人	182,099 人	105,774 人	109,865 人
外 来	647,174 人	294,516 人	152,118 人	200,540 人

ウ	1 日平均患者数	川崎病院	井田病院	多摩病院
入 院	1,087 人	498 人	289 人	300 人
外 来	2,586 人	1,212 人	626 人	748 人

(2) 主要な建設改良事業

ア	病院施設整備事業	3,956,375 千円
イ	施設改良工事	1,160,941 千円
ウ	医療器械整備事業	801,327 千円
エ	資産購入費	166,879 千円

(病 1)

支 出

- 第 1 款 病院事業資本的支出 10,439,335 千円
- 第 1 項 建設改良費 6,085,522 千円
- 第 2 項 企業債償還金 4,353,813 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和 5 年度 医療器械保守業務経費	令和 6 年度から 令和 14 年度まで	259,804 千円
川崎病院 建築物改修計画策定及び劣化状況調査 業務委託	令和 6 年度	87,252 千円
川崎病院 エネルギーサービズ事業経費	令和 6 年度から 令和 20 年度まで	事業者が保証したシステム効率の 5%増を基準値として、年間の実績値が基準値を上回った場合、エネルギー消費量に相当する光熱水費の半額
川崎病院 エネルギーサービズ事業経費(保守)	令和 6 年度から 令和 20 年度まで	1,746,560 千円
川崎病院 救命救急センター新築工事事業経費	令和 6 年度	1,774,187 千円
川崎病院 医療機能再編整備事業経費	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	2,393,939 千円
井田病院 LED化ESCO事業経費	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	6,888 千円
多摩病院 2階病理検査室換気設備改修工事	令和 6 年度	46,813 千円

(病 3)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第 1 款 病院事業収益 38,322,229 千円
- 第 1 項 医業収益 32,425,639 千円
- 第 2 項 医業外収益 5,521,047 千円
- 第 3 項 特別利益 375,543 千円

支 出

- 第 1 款 病院事業費用 39,742,563 千円
- 第 1 項 医業費用 38,790,528 千円
- 第 2 項 医業外費用 754,576 千円
- 第 3 項 特別損失 187,459 千円
- 第 4 項 予備費 10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,395,775 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 35,274 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 2,360,501 千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第 1 款 病院事業資本的収入 8,043,560 千円
- 第 1 項 企業債 5,910,500 千円
- 第 2 項 固定資産売却代金 2 千円
- 第 3 項 補助金 2 千円
- 第 4 項 寄付金 2 千円
- 第 5 項 負担金 2,133,054 千円

(病 2)

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 病院事業	5,910,500 千円	政府資金、銀行その他のから普通貸付または証券発行(他の地方公共団体の共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よく、または財政その他の都合により、全部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以内	借入れの日から30か月以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、または当該見直し後、当該見直し後の年度における利率とする。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 17,785,050 千円
- (2) 交際費 2,104 千円
- (たな阿資産購入限度額)

第 10 条 たな阿資産の購入限度額は、8,650,019千円と定める。

(病 4)

(重要な資産の取得及び処分)

第 11 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

- 1 取得する資産の種類 磁気共鳴断層撮影装置
- 名称 数量
- 1 式

令和 5 年 2 月 13 日提出
川崎市長 福田紀彦

(病 5)

令和 5 年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理面積 10,720 ヘクタール
- (2) 水洗化助成戸数 26 戸
- (3) 主要な建設改良事業
下水幹線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業 22,000,000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	支 出
第 1 款 下水道事業	45,856,551 千円	44,413,622 千円
第 1 項 営業収益	36,874,710 千円	42,188,887 千円
第 2 項 営業外収益	8,265,459 千円	2,194,684 千円
第 3 項 特別利益	716,382 千円	10,051 千円
第 1 款 下水道事業費用		20,000 千円
第 1 項 営業費用		
第 2 項 営業外費用		
第 3 項 特別損失		
第 4 項 予備費		

(下 1)

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 23,737,177 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,342,468 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 22,394,709 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 下水道事業資本的収入	32,175,980 千円
第 1 項 企業債	25,170,000 千円
第 2 項 一般会計出資金	373,154 千円
第 3 項 国庫補助金	6,000,000 千円
第 4 項 国庫補助金	30,010 千円
第 5 項 寄附金	10 千円
第 6 項 水洗便所等貸付事業収入	30 千円
第 7 項 基金繰入金	599,400 千円
第 8 項 固定資産売却代金	3,366 千円
第 9 項 投資収入	10 千円

支 出

第 1 款 下水道事業資本的支出	55,913,157 千円
第 1 項 建設改良費	22,000,000 千円
第 2 項 企業債償還金	30,752,788 千円
第 3 項 水洗便所等貸付事業費	30 千円
第 4 項 投資	3,150,339 千円
第 5 項 予備費	10,000 千円

(下 2)

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和 5 年度 土地借上料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	35,966 千円
令和 5 年度 下水道管渠維持管理業務関連経費	令 和 6 年 度	560,000 千円
令和 5 年度 下水道施設等維持管理業務 関連経費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	220,510 千円
令和 5 年度 下水道施設等受託関連経費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	8,840 千円
令和 5 年度 私道共同排水設備修繕工事助成金	令 和 6 年 度	10,000 千円
令和 5 年度 上下水道局情報基盤調査 及び運用支援業務関連経費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	30,278 千円
令和 5 年度 JICA 草の根技術協力事業 (バンドン)	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	35,412 千円
令和 5 年度 下水道施設等撤去関連経費	令 和 6 年 度	1,095,503 千円
令和 5 年度 公共下水道建設事業費	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	10,569,405 千円
令和 5 年度 「水洗便所改造等資金融資あっせん」 に伴う金融機関に対する損失補償	令和 5 年度から 債務消滅時まで	390 千円

(下 3)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費
(他会計からの補助金) 4,111,426 千円

第 10 条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,785,910 千円である。

令和 5 年 2 月 13 日提出
川崎市長 福田 紀彦

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道整備事業	千円 15,020,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金については、利率の見直しを行った後において、当該年度における利率とする。	借入れの日から 40 か年以内(償還期間を含む)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。
2 借換債	10,150,000	銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)による。起債の時期は当該年度とする。	同上	借入れの日から 25 か年以内(償還期間を含む)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、24,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(下 5)

(下 4)

令和 5 年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	777,482 戸
(2) 年間総配水量	181,572,600 m ³
(3) 1 日平均配水量	496,100 m ³
(4) 主要な建設改良事業	

ア 配水施設費	3,211,321 千円
イ 耐震管路等整備事業	9,622,669 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第 1 款 水道事業収益	35,224,428 千円
第 1 項 営業収益	31,559,643 千円
第 2 項 営業外収益	3,658,322 千円
第 3 項 特別利益	6,463 千円

第 1 款 水道事業費用	33,743,361 千円
第 1 項 営業費用	32,750,574 千円
第 2 項 営業外費用	969,723 千円
第 3 項 特別損失	13,064 千円
第 4 項 予備費	10,000 千円

(水 1)

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,725,317 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,137,941 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 10,587,376 千円で補てんするものとする。)

収 入		支 出	
第 1 款 水道事業資本的収入		第 1 款 水道事業資本的支出	
第 1 項 企業補助金	6,252,392 千円	第 1 項 建設改良費	17,977,709 千円
第 2 項 補助金	5,791,000 千円	第 2 項 企業債償還金	14,479,609 千円
第 3 項 負担金	148,795 千円	第 3 項 補助金返還金	3,477,488 千円
第 4 項 固定資産売却代金	312,587 千円	第 4 項 予備費	15,612 千円
	10 千円		5,000 千円

(水 2)

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度
令和 5 年度 原・浄・配水施設関連経費	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	4,188,671 千円
令和 5 年度 耐震管路等整備事業関連経費	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	15,203,956 千円
令和 5 年度 土地借上料	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	13,393 千円
令和 5 年度 上下水道局情報基盤 調達及び運用支援業務関連経費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	39,716 千円
令和 5 年度 上下水道料金等業務 システムに係る帳票印刷等業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	52,008 千円
令和 5 年度 メーター修繕関連経費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	73,651 千円
令和 5 年度 JICA 草の根技術 協力事業 (マカツサル)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	44,546 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
水道浄水 1 施設等 整備事業	280,000	政府資金(銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進ちよくまたはは財政 その他の都合により、 全額または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年 5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後は、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40 か年以内(据 置期間を含む。)に 償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えするこ とができる。
耐震管路等 2 整備事業	5,511,000			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(水 3)

令和 5 年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 57 社 77 工場
- (2) 年間総契約水量 188,570,520 m³
- (3) 1 日当たり契約水量 515,220 m³
- (4) 主要な建設改良事業

- ア 浄水施設費 1,184,024 千円
- イ 配水施設費 624,802 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

令和 5 年 2 月 13 日提出
川崎市長 福田 紀彦

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,582,647 千円
(他会計からの補助金)

第 10 条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、162,612 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、461,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 13 日提出
川崎市長 福田 紀彦

収 入

- 第 1 款 工業用水道事業収益 7,894,551 千円
- 第 1 項 営業収益 7,705,305 千円
- 第 2 項 営業外収益 189,226 千円
- 第 3 項 特別利益 20 千円

支 出

- 第 1 款 工業用水道事業費用 7,668,431 千円
- 第 1 項 営業費用 7,569,473 千円
- 第 2 項 営業外費用 88,751 千円
- 第 3 項 特別損失 207 千円
- 第 4 項 予備費 10,000 千円

(工 1)

(水 4)

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,943,258 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 177,307 千円、減価償立金 619,717 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 1,146,234 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款	工業用水道事業	1,149,157 千円
第 1 項	資本的収入	987,000 千円
第 2 項	企業補助金	162,147 千円
第 3 項	固定資産売却代金	10 千円

支 出

第 1 款	工業用水道事業	3,092,415 千円
第 1 項	資本的支出	2,467,698 千円
第 2 項	建設改良費	619,717 千円
第 3 項	企業債償還金	5,000 千円

(工 2)

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和 5 年度 原・浄・配水施設関連経費	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	14,824,861 千円
令和 5 年度 土地借上料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	9,033 千円
令和 5 年度 自動検針 情報管理システム関連経費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	180,907 千円
令和 5 年度 上下水道局情報基盤 調達及び運用支援業務関連経費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	5,512 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道 1 浄水施設等 整備事業	千円 617,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とす。ただし、事業 進ちよくままたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年 5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金については、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40 か年以内(借 還期間を含む。)に 償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えるこ とができる。
工業用水道 2 配水施設等 整備事業	370,000	同上	同上	同上

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(工 3)

令和 5 年度 川崎市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項 目)	(乗 合)	(貸 切)
(1) 車 両 数	308 両	5 両
(2) 年 間 走 行 キ ロ	11,198 千km	27 千km
(3) 年 間 輸 送 人 員	41,996 千人	151 千人
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	114,743 人	413 人
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業		

ア 運 輸 安 全 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 事 業	73,722 千円
イ 乗 合 自 動 車 購 入 費	1,380,093 千円
ウ バ ス 運 行 情 報 提 供 事 業	36,054 千円
エ 営 業 所 施 設 整 備 事 業	9,702 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第 1 款 自動車運送事業収益	9,603,538 千円
第 1 項 営 業 収 益	8,266,927 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,335,611 千円
第 3 項 特 別 利 益	1,000 千円

(自 1)

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (他会計からの補助金) 682,523 千円

第 10 条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、165,675 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、8,900 千円と定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日 提 出

川崎市長 福 田 紀 彦

(工 4)

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業	千円 1,172,000	政府資金、銀行その他から普通貸付または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗または財政その他の都合により、全額または一部を翌年度へ繰越し、事業進捗または財政その他の都合により、全額または一部を翌年度後へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か月以内(償還期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で償還することができる。
借換債	千円 122,000	銀行その他から普通貸付または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同上	借入れの日から25か月以内(償還期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で償還することができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の流用

(自 3)

支 出

第 1 款 自動車運送事業費用	9,669,265 千円
第 1 項 営業費用	9,394,116 千円
第 2 項 営業外費用	263,649 千円
第 3 項 特別損失	1,500 千円
第 4 項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額 803,670 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 147,434 千円並びに当年度分根拠勘定留保資金 413,996 千円で補てんし、なお不足する額 242,240 千円は一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第 1 款 自動車運送事業資本的収入	1,697,669 千円
第 1 項 企業債	1,294,000 千円
第 2 項 国庫補助金	86,299 千円
第 3 項 県交付金	4,080 千円
第 4 項 一般会計補助金	313,290 千円

支 出

第 1 款 自動車運送事業資本的支出	2,501,339 千円
第 1 項 建設改良費	1,607,139 千円
第 2 項 企業債償還金	519,660 千円
第 3 項 投資	364,540 千円
第 4 項 予備費	10,000 千円

(自 2)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはこれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 4,705,804千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,040,090千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、80,000千円と定める。

令和5年2月13日提出
川崎市長 福田紀彦

令和4年度川崎市一般会計補正予算

令和4年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,172,477千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ927,900,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年2月13日提出
川崎市長 福田紀彦

(自4)

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市	税	369,870,072	5,896,514	375,766,586
8 地方消費税交付金	1 市民税	191,652,276	5,896,514	197,548,790
	1 地方消費税交付金	32,460,743	2,555,262	35,016,005
17 国庫支出金		32,460,743	2,555,262	35,016,005
	1 国庫負担金	189,570,820	3,049,700	192,620,520
	2 国庫補助金	129,474,935	576,910	130,051,845
18 県支出金		59,601,877	2,472,790	62,074,667
	1 県負担金	44,058,863	260,671	44,319,534
	2 県補助金	27,203,192	288,454	27,491,646
20 寄附金		13,400,939	△27,783	13,373,156
	1 寄附金	1,026,541	755,472	1,782,013
	1 寄附金	1,026,541	755,472	1,782,013
21 繰入金		95,642,890	△2,899,142	92,743,748
	1 基金繰入金	92,645,290	△2,899,142	89,746,148
23 諸収入		35,838,178	200,000	36,038,178
	4 収益事業収入	4,098,433	200,000	4,298,433
24 市債		85,754,000	8,354,000	94,108,000
	1 市債	85,754,000	8,354,000	94,108,000
	歳入合計	909,727,676	18,172,477	927,900,153

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費	2 総務管理費	90,262,243	835,787	91,098,030
	3 市民文化費	47,290,288	835,787	48,126,075
4 こども未来費	1 市民文化費	9,032,211	247,311	9,279,522
	1 こども青少年費	9,032,211	247,311	9,279,522
5 健康福祉費	1 こども青少年費	141,664,955	3,349,886	145,014,841
	2 こども支援費	53,220,079	3,345,698	56,565,777
6 環境費	1 健康福祉社費	88,444,876	6,188	88,451,064
	4 老人福祉社費	203,249,581	2,948,409	206,197,990
7 経済労働費	5 障害者福祉社費	22,572,385	2,073,300	24,645,685
	12 施設整備費	22,715,260	△45,363	22,669,897
8 建設緑政費	7 公衆衛生費	53,622,551	1,350,082	54,972,633
	2 道路橋りょう費	36,836,293	73,447	36,909,740
9 港湾建設費	3 中小企業支援費	2,826,269	△ 503,057	2,323,212
	2 港湾建設費	31,836,728	9,733	31,846,461
10 まちづくり費	1 環境管理費	3,233,139	9,733	3,242,922
	5 労働費	26,440,069	95,765	26,535,834
11 港湾建設費	3 中小企業支援費	22,660,755	85,349	22,746,104
	5 労働費	656,892	10,416	667,308
12 建設緑政費	2 道路橋りょう費	27,640,408	3,548,073	31,188,481
	3 街路事業費	9,803,716	190,000	9,993,716
13 港湾建設費	5 河川費	8,122,634	100,000	8,222,634
	6 緑化費	3,393,182	322,550	3,715,732
14 港湾建設費	8 公園費	307,403	475,011	782,414
	2 港湾建設費	2,525,031	2,460,512	4,985,543
15 港湾建設費	2 港湾建設費	11,776,834	850,000	12,626,834
	2 港湾建設費	8,265,034	850,000	9,115,034
10 まちづくり費		21,272,947	△25,833	21,247,114

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 区 役 所 費	1 まちづくり管理費	554,235	△25,833	528,402
	1 区 政 振 興 費	18,313,155	85,000	18,398,155
13 教 育 費	5 特 別 支 援 教 育 費	13,654,999	85,000	13,739,999
	7 体 育 保 健 費	114,131,422	6,228,346	120,359,768
	8 教 育 施 設 費	2,791,710	3,060	2,794,770
	合 計	12,513,256	74,124	12,587,380
歳 出		12,755,226	6,151,162	18,906,388
		909,727,676	18,172,477	927,900,153

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 区 役 所 費	1 まちづくり管理費	554,235	△25,833	528,402
	1 区 政 振 興 費	18,313,155	85,000	18,398,155
13 教 育 費	5 特 別 支 援 教 育 費	13,654,999	85,000	13,739,999
	7 体 育 保 健 費	114,131,422	6,228,346	120,359,768
	8 教 育 施 設 費	2,791,710	3,060	2,794,770
	合 計	12,513,256	74,124	12,587,380
歳 出		12,755,226	6,151,162	18,906,388
		909,727,676	18,172,477	927,900,153

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額	
2 総務費	2 総務管理費	公共建築物長寿命化対策事業	千円 802,885	
		公共施設等防災対策事業	53,840	
	4 臨海部国際戦略費	災害時要援護者対策事業	10,000	
		国際戦略拠点地区整備推進事業	236,487	
3 市民文化費	小計	サポーターズ整備推進事業	37,373	
		臨海部大規模土地利用推進事業	21,703	
	1 市民文化費	交通ネットワーク形成推進事業	94,684	
		川崎市民プラザ事業	1,256,972	
	小計	川崎シンフォニーホール整備事業	24,759	
		スポーツ施設整備事業	36,300	
	4 こども未来費	小計	母子保健事業	307,752
			青少年施設整備事業	368,811
		1 こども青少年費	児童福祉施設整備事業	22,899
			川崎認定保育園援護事業	5,896
2 こども支援費		施設型給付等事業	648,317	
		民間保育所整備事業	3,420	
小計		公立保育所整備事業	3,600	
		保育環境充実支援事業	199,572	
5 健康福祉費		小計	福祉人材確保支援事業	9,485
			民間特別養護老人ホーム等整備事業	3,780
	4 老人福祉社費	高齢者施設等防災・減災対策推進事業	896,969	
		介護サービス事業所等サービス継続支援事業	27,381	
	小計	障害者支援施設等給付事業	602,233	
		障害者総合支援法運営管理事業	50,104	
	5 障害福祉社費	障害者支援施設等給付事業	514,728	
		障害者総合支援法運営管理事業	12,629	
	小計	障害者総合支援法運営管理事業	95,940	

款	項	事業種別	金額	
6 環境	7 公衆施設整備費	予防接	千円 1,848,404	
	12 施設整備費	社会福祉施設整備事業	568,898	
		衛生施設整備事業	7,089	
	小計	社会福祉施設再編整備事業	2,552	
			3,729,968	
	1 環境管理費	エコオプイ	推進事業	506,660
		脱炭素化	推進事業	305,476
		焼却場車両整備	事業	19,248
		廃棄物処理施設等整備	事業	20,397
		小計		851,781
	7 経済労働費	4 農業	農地整備	20,000
		2 道路橋りょう	安全施設整備	409,013
8 建設費	2 道路橋りょう	道路整備	711,999	
		橋りょう架設改良	1,601,084	
	3 街路事業費	自転車対策	事業	108,487
		街路事業	事業	2,891,279
	5 河川	連続立体交差	事業	2,505,592
		河川整備	事業	2,605,589
	7 自然保護対策費	自然保護対策	事業	518,428
		公園緑地施設	事業	3,008,789
	8 公園費	公園緑地施設	事業	106,966
		多摩川施設策推進	事業	46,123
小計			14,513,349	
	1 港湾管理費	港湾計画	事業	15,891
9 港湾費	1 港湾管理費	港湾維持管理	事業	15,076
		港湾振興会館管理運営	事業	71,331
	2 港湾建設費	浮島理立	事業	220,000
		港湾改修	事業	1,317,374
小計			179,879	

款	項	事業名	金額		
10 まちづくり	まちづくり管理費	港湾工事負担金	4,830,000		
		小計	6,649,551		
		1 まちづくり管理費	25,833		
		2 計画関係調査等事業	9,940		
		地域公共交通事業	28,168		
		3 整備事業	163,438		
		京急川崎駅周辺地区市街地整備促進事業	163,438		
		小杉駅周辺地区再開発等事業	49,600		
		荻戸地区土地区画整理事業	1,452,549		
		小杉駅周辺交通機能整備事業	40,956		
		5 住宅	116,000		
		住宅関連施設維持管理事業	230,376		
		市営住宅修繕維持事業	1,122		
		市営住宅管理事業	685,382		
		小計	2,803,364		
11 区役所	政振興費	区役所施設整備事業	6,534		
		区政総務道路維持補修事業	556,147		
		区政総務街路樹維持管理事業	77,000		
		区政総務公園緑地維持管理事業	422,029		
		高津区水路整備事業	27,000		
		宮前区水路整備事業	7,000		
		多摩区水路整備事業	30,000		
		小計	1,125,710		
		12 消防	防費	消防車両購入事業	28,370
				通信設備整備事業	3,080
庁舎等増改築事業	58,144				
小計	89,594				
13 教育	教育費	学校運営管理事業	3,060		
		6 社会教育費	50,332		
		櫛樹官衙遺跡群保存整備・活用事業	50,332		
		日本民家園施設整備事業	79,446		

款	項	事業名	金額
7 体 育 保 健 費	8 教 育 施 設 費	新型コロナウイルス感染症対策事業(学校用品)	千円 74,124
		義務教育施設整備事業	7,905,108
		高等学校施設整備事業	55,704
		特別支援学校施設整備事業	59,275
合 計	小 計		8,376,574
	合 計		40,682,643

2 変 更

款	項	事業名	修正前の額	修正額	修正後の額
2 総 務 費	2 総 務 管 理 費	本庁舎等建替事業	千円 19,568,574	千円 835,787	千円 20,404,361
		3 危 機 管 理 費	124,222	36,084	160,306
		防災行政無線設備整備事業	19,692,796	871,871	20,564,667
合 計	小 計				
	合 計				61,563,948

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額 千円	補 正 額 千円	補正後の額 千円
本庁舎等建設替事業	31,849,000	671,000	32,520,000
スポーツ推進事業	669,000	234,000	903,000
施設建設事業	820,000	△ 402,000	418,000
道路整備事業	2,525,000	65,000	2,590,000
橋りょう架設改良事業	1,689,000	30,000	1,719,000
街路事業	2,842,000	85,000	2,927,000
河川整備事業	1,866,000	181,000	2,047,000
公園緑地施設整備事業	839,000	1,333,000	2,172,000
港湾工事負担金	4,608,000	850,000	5,458,000
義務教育施設整備事業	3,714,000	5,307,000	9,021,000
合 計	51,421,000	8,354,000	59,775,000
地 方 債 総 合 計	85,754,000	8,354,000	94,108,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額 千円
認可外保育施設	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	24,000
認可化整備補助金	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	56,000
平瀬川支川改修事業費	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	25,833

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
環境配慮技術導入 事業費(E S C O 事業) (そ の 3)	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	41,885	令和 5 年度から 令和 1 0 年度まで	41,885

令和4年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和4年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,475,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,698,950千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 県 支 出 金	
	1 県 補 助 金
歳 入	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
80,388,130 千円	1,475,565 千円	81,863,695 千円
80,388,129	1,475,565	81,863,694
123,223,385	1,475,565	124,698,950

歳 出

款	項
2 保 険 給 付 費	
	1 保 険 給 付 費
歳 出	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
79,410,354 千円	1,475,565 千円	80,885,919 千円
79,410,354	1,475,565	80,885,919
123,223,385	1,475,565	124,698,950

令和 4 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和 4 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

港湾整備事業特別会計

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費	1 運営費	港湾計画事業	15,891
	2 整備費	上屋倉庫事業	5,654
合	計	東砺島コンテナ事業	977,846
			999,391

令和 4 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

令和 4 年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

墓地整備事業特別会計

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 墓地整備事業費	1 墓地整備事業費	緑ヶ丘霊園整備事業	97,459 千円
		早野聖地公園整備事業	61,430
合 計			158,889

令和4年度川崎市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度川崎市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度川崎市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
入院			
第1款 病院事業	36,230,541千円	39,732千円	36,270,273千円
第2項 医業外収益	5,466,799千円	39,732千円	5,506,531千円
支出			
第1款 病院事業	37,148,697千円	189,320千円	37,338,017千円
第1項 医業費用	36,082,213千円	189,320千円	36,271,533千円

令和5年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

令和 4 年度川崎市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度川崎市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 4 年度川崎市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 主要な建設改良事業			
下水幹枝線、			
ポンプ場及び		22,222,162 千円	23,109,162 千円
水処理センター等			
整備事業			

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,989,565 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,960,184 千円」に、「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 20,659,954 千円」を「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 20,630,573 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
下水道事業		916,381 千円	34,395,016 千円
資本的収入	33,478,635 千円		
第 1 項 企業債	26,094,000 千円	101,000 千円	26,195,000 千円
第 3 項 国庫補助金	6,000,000 千円	815,381 千円	6,815,381 千円

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 下水道事業 資本的支出	55,468,200千円	887,000千円	56,355,200千円
第1項 建設改良費 (企業債)	22,222,162千円	887,000千円	23,109,162千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額 千円	補正額 千円	補正後の額 千円
1 公共下水道整備事業	15,211,000	101,000	15,312,000
企業債総合計	26,094,000	101,000	26,195,000

令和5年2月13日提出
川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第137号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第2項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和5年3月23日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル(廃止)

ア 市長 5件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

- ア 市長 10件
- イ 病院事業管理者 1件
- ウ 消防長 4件
- エ 教育委員会 1件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第138号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和5年3月23日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 2件

イ 消防長 1件

(2) 外部提供

川崎市告示第139号

平成6年1月25日川崎市告示第20号(市長等の資産等報告書等の閲覧に係る場所及び時間について)の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

川崎市長 福田紀彦

第1項中「情報管理部」を「コンプライアンス推進・行政情報管理部」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市告示第140号

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法の公示

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第

3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和5年3月24日

川崎市長 福田紀彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道 塩浜4号線	川崎市川崎区日ノ出2丁目7番7先から川崎市川崎区塩浜1丁目8番6先まで
市道 日ノ出8号線	川崎市川崎区日ノ出2丁目7番3先から川崎市川崎区日ノ出1丁目7番13先まで

2 指定する期日 令和5年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

川崎市告示第141号

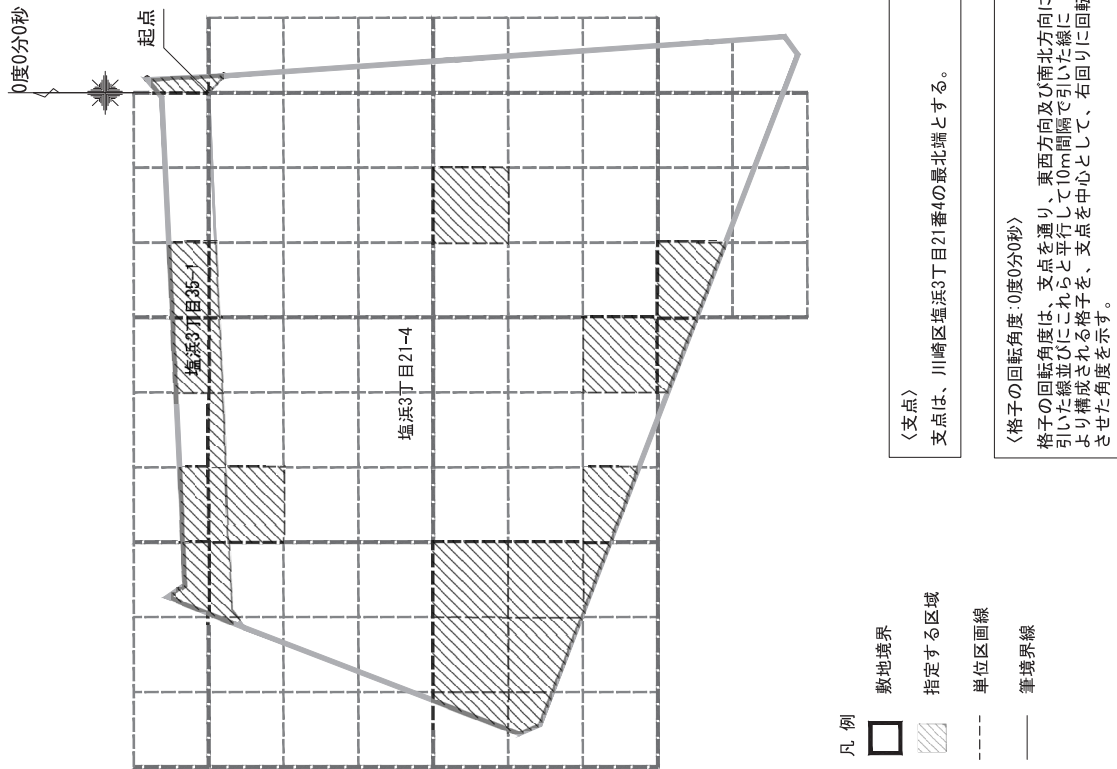
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を 特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年3月24日

川崎市長 福田紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市川崎区塩浜3丁目21番4号、35番1号の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号 までの該当の有無
該当なし



別図

川崎市告示第142号

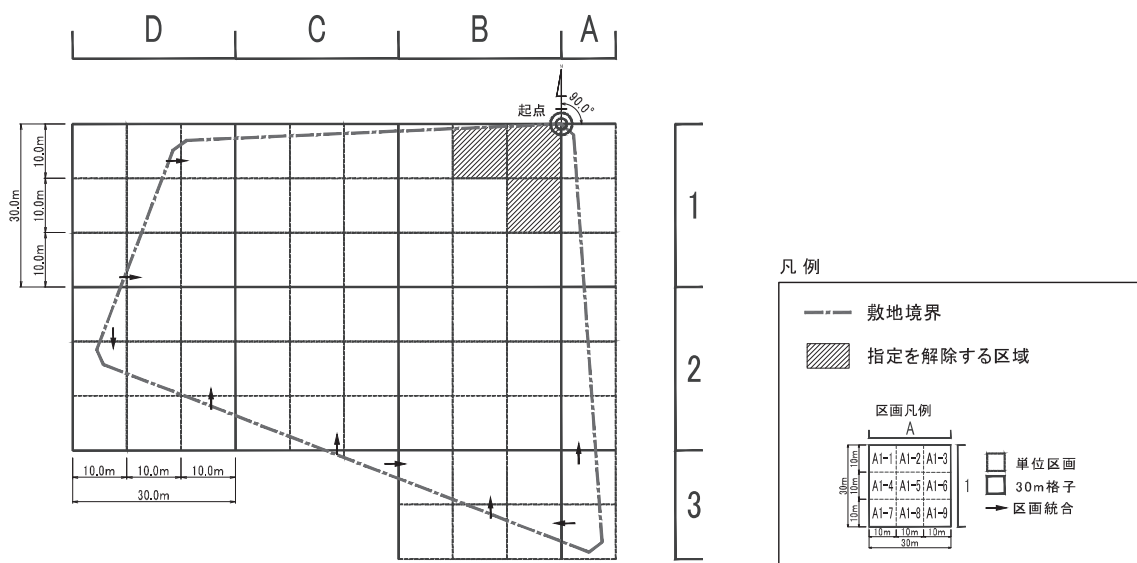
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定を解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
平成29年川崎市告示第538号により指定した区域(川崎区塩浜3丁目21番4の一部)の一部(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
追完調査の実施



対象地：(地番) 神奈川県川崎市川崎区塩浜3丁目21番4 1筆

別図

川崎市告示第143号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1	昭和 第23号線	川崎区 昭和1丁目	68番 24先	
		川崎区 昭和1丁目	68番 14先	
2	南加瀬 第218号線	幸区 南加瀬2丁目	128番 1先	
		幸区 南加瀬2丁目	107番 8先	
3	子母口 第108号線	高津区 子母口	695番 5先	
		高津区 子母口	576番 10先	
4	平 第237号線	宮前区 平4丁目	1584番 4先	
		宮前区 平4丁目	1580番 17先	
5	西野川 第2号線	宮前区 西野川2丁目	1253番 29先	
		宮前区 西野川2丁目	1253番 26先	
6	登戸 第362号線	多摩区 登戸	206番 2先	
		多摩区 登戸	206番 9先	
7	南生田 第235号線	多摩区 南生田4丁目	3番 16先	
		多摩区 南生田4丁目	3番 28先	

川崎市告示第144号

道路区域決定に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。
 その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

て、令和5年3月24日から令和5年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起	点	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
		終	点			
1	昭和 第23号	川崎区 昭和1丁目	68番 24先	5.50	46.75	
		川崎区 昭和1丁目	68番 14先			
2	南加瀬 第218号線	幸区 南加瀬2丁目	128番 1先	6.70~11.85	20.86	
		幸区 南加瀬2丁目	107番 8先			
3	子母口 第108号線	高津区 子母口	695番 5先	4.67	16.58	
		高津区 子母口	576番 10先			
4	平 第237号線	宮前区 平4丁目	1584番 4先	6.00	87.53	
		宮前区 平4丁目	1580番 17先			
5	西野川 第2号線	宮前区 西野川2丁目	1253番 29先	4.50	22.59	
		宮前区 西野川2丁目	1253番 26先			
6	登戸 第362号線	多摩区 登戸	206番 2先	5.50	46.26	
		多摩区 登戸	206番 9先			
7	南生田 第235号線	多摩区 南生田4丁目	3番 16先	4.50	59.07	
		多摩区 南生田4丁目	3番 28先			

川崎市告示第145号

道路供用開始に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和5年3月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月24日から令和5年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1	昭和 第23号線	川崎区 昭和1丁目	68番 24先	
		川崎区 昭和1丁目	68番 14先	
2	南加瀬 第218号線	幸区 南加瀬2丁目	128番 1先	
		幸区 南加瀬2丁目	107番 8先	
3	子母口 第108号線	高津区 子母口	695番 5先	
		高津区 子母口	576番 10先	
4	平 第237号線	宮前区 平4丁目	1584番 4先	
		宮前区 平4丁目	1580番 17先	
5	西野川 第2号線	宮前区 西野川2丁目	1253番 29先	
		宮前区 西野川2丁目	1253番 26先	
6	登戸 第362号線	多摩区 登戸	206番 2先	
		多摩区 登戸	206番 9先	
7	南生田 第235号線	多摩区 南生田4丁目	3番 16先	
		多摩区 南生田4丁目	3番 28先	

川崎市告示第146号

市道路線廃止に関する告示
道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点			重要な経過地
		終	点	点	
8	上 作 延 第 9 5 号 線	高津区 上作延3丁目	7 3 2 番	5 先	
		高津区 上作延3丁目	7 3 3 番	2 先	
9	子 母 口 第 2 4 号 線	高津区 子母口	5 6 5 番	先	
		高津区 子母口	6 9 5 番	5 先	
10	久 末 第 1 4 7 号 線	高津区 久末	5 5 3 番	2 先	
		高津区 久末	6 2 9 番	3 先	
11	長 沢 第 4 号 線	多摩区 長沢1丁目	9 0 1 9 番	2 先	
		多摩区 長沢1丁目	9 0 2 0 番	9 先	
12	菅 第 1 1 9 号 線	多摩区 菅6丁目	1 3 5 2 番	2 先	
		多摩区 菅6丁目	1 3 5 0 番	1 先	
13	千 代 ケ 丘 第 1 0 5 号 線	麻生区 千代ヶ丘5丁目	8 番	1 0 先	
		麻生区 千代ヶ丘5丁目	8 番	8 先	

川崎市告示第147号

道路の区域の変更に関する告示
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月24日から令和5年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	登戸新町第42号線	川崎市多摩区登戸新町409番4先	6.00	5.23	
		川崎市多摩区登戸新町408番1先			
新	登戸新町第42号線	川崎市多摩区登戸新町409番4先	10.19)	3.05	関係図面のとおり
		川崎市多摩区登戸新町408番1先			
旧	登戸第98号線	川崎市多摩区登戸3420番2先	6.00	13.25	
		川崎市多摩区登戸2408番2先			
新	登戸第98号線	川崎市多摩区登戸3420番2先	8.62)	16.33	関係図面のとおり
		川崎市多摩区登戸2408番2先			

川崎市告示第148号

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等(昭和40年川崎市告示第35号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月27日

川崎市長 福田紀彦

別表4 護岸の表中

「

名称	位置	施設の概要	延長
浅野町護岸	川崎市浅野町35番97地先		メートル 392
水江町護岸	川崎市水江町1番地先		60
水江町護岸	川崎市水江町4番地		69

」

を

「

名称	位置	施設の概要	延長
浅野町護岸	川崎市浅野町35番97地先		メートル 392
水江町護岸	川崎市水江町1番地先		60
水江町護岸	川崎市水江町4番地		69
塩浜護岸	川崎市夜光3丁目1番1地先		113.11

」

に改める。

別表7 小型油そう船けい留施設の表中

「

名称	位置	延長	水深
塩浜けい留護岸	川崎区夜光3丁目1番地の2	113.11	- 3
夜光けい留さん橋	々夜光3丁目2番地の5地先	250	- 4
千鳥町けい留さん橋	々千鳥町3番地先	183	- 3

を

「

名称	位置	延長	水深
夜光けい留さん橋	川崎区夜光3丁目2番地の5地先	メートル 250	メートル - 4
千鳥町けい留さん橋	川崎区千鳥町3番地先	183	- 3

に改める。

川崎市告示第149号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない

ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第150号

「橋公園の魅力向上に向けたPark-PFT事業」

に係る公募設置等計画の認定について

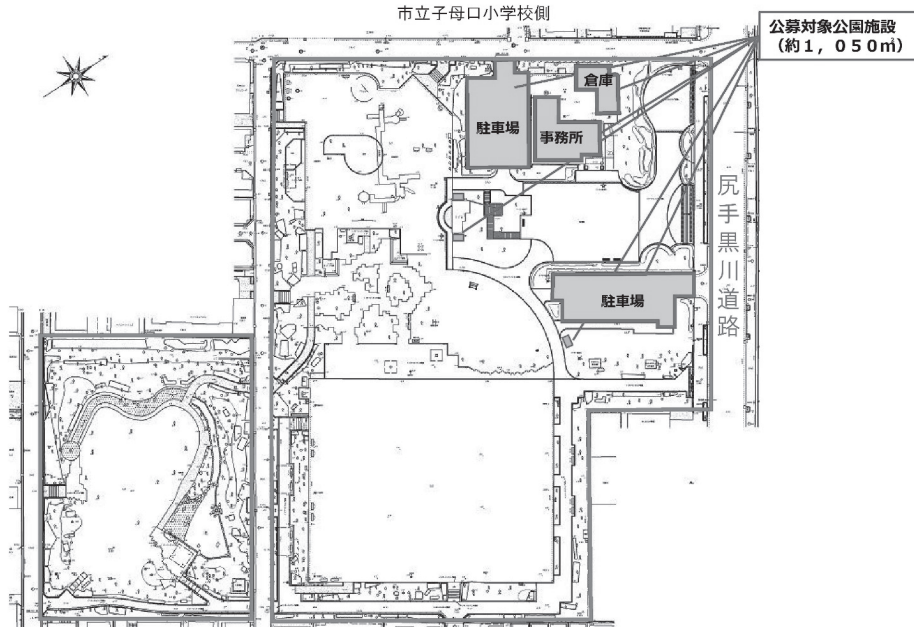
都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の5第1項に基づき、標記事業における設置等予定者の公募設置等計画を認定しましたので、同法第5条の5第2項に基づき、次のとおり必要事項を告示いたします。

令和5年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 当該計画を認定した日
令和5年3月28日
- 2 認定の有効期間
公募対象公園施設における設置管理許可開始日から最長20年間
- 3 指定した公募対象公園施設の場所
橋公園内指定場所（別紙参照）

別紙



川崎市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第35号）第4条第3項の規定により告示します。

令和5年3月28日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	名 称 川崎市王禅寺余熱利用市民施設 所在地 川崎市麻生区王禅寺1321番地
指定管理者	(所 在 地) 東京都渋谷区 道玄坂一丁目10番8号 (名 称) ヨネッティアドバンスパートナーズ (代表者名) 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 山岸 通庸
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

川崎市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市余熱利用市民施設の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第35号）第4条第3項の規定により告示します。

令和5年3月28日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称	所在地
川崎市堤根余熱利用市民施設	川崎市川崎区堤根73番地1
川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1321番地
指定管理者	(所 在 地) 東京都渋谷区 道玄坂一丁目10番8号 (名 称) 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体 (代表者名) 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 山岸 通庸
指定期間	令和5年3月31日

川崎市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年3月28日

川崎市長 福田紀彦

- 指定納付受託者の住所及び名称
所在地 東京都港区虎ノ門2-10-4
オークラブプレステージタワー8階

名 称 株式会社エム・ピー・ソリューション
代表者名 代表取締役 佐藤 栄治

2 指定納付受託者が納付する歳入の内容
区役所区民課、市税事務所等における証明書等の交付等及び台帳等を閲覧に供する事務に係る手数料並びに市民館、平和館の施設等における使用料等

3 指定期間
令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

川崎市告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年3月28日
川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年3月28日
川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年3月28日
川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機

関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

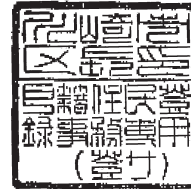
令和5年3月28日
川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第158号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和5年3月28日
川崎市長 福田 紀彦

- 1 戸籍住民登録事務専用共通区長印
 - (1) 使用開始日 令和5年4月3日
 - (2) 専用公印 ひな型番号 59の3
 - (3) 書 体 てん書
 - (4) 寸 法 方21mm
 - (5) 保管場所及び個数 多摩区役所区民サービス部
区民課（登戸行政サービス
コーナー）
1個
 - (6) 印 影



川崎市告示第159号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき次の行旅死亡人を火葬しましたので、法第9条の規定に基づき告示します。遺骨は市立無縁納骨堂に保管していますので、心当たりの方は本市健康福祉局生活保護・自立支援室までお申し出ください。

令和5年3月29日
川崎市長 福田 紀彦

- 行旅死亡人
- 1 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢51歳以上身長156cm、体格中肉、男性、頭部白髪、白色ランニングシャツ、黒色ステテコ、白色オムツ、灰色靴下、黒色靴下
上記の者は、令和3年9月4日午後0時45分頃、幸区幸町2丁目560番地6多摩川見晴らし公園前多摩川のテトラポッド上でうつ伏せの姿勢で死亡していると

ころを発見された。

- 2 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳以上、身長約170cm、体格中肉、男性、着衣及び所持金なし

上記の者は、令和4年10月8日午前10時25分頃、川崎市本町2丁目2番地先 多摩川河川敷の火災現場(浮浪者等が建てた通称ビニールハウス)からうつ伏せの姿勢で死亡しているところを発見された。

- 3 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢75歳以上、身長166cm、体格普通、男性、黒色ジャンパー、紺色長袖トレーナー、白色半袖肌着、灰色スラックス、灰色ボクサーパンツ、黒色靴下、黒色スニーカーを着用、ハンカチ、鍵(黄緑色プラスチック製のネームプレート付き)

上記の者は、令和4年11月14日午前11時00分頃、多摩区布田35番多摩川魚道内の水面上にうつ伏せの姿勢で水没しているところを発見され、令和4年11月14日午後0時20分、宮前区菅生2丁目16番1号聖マリアナ医科大学病院にて死亡が確認された。

川崎市告示第160号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

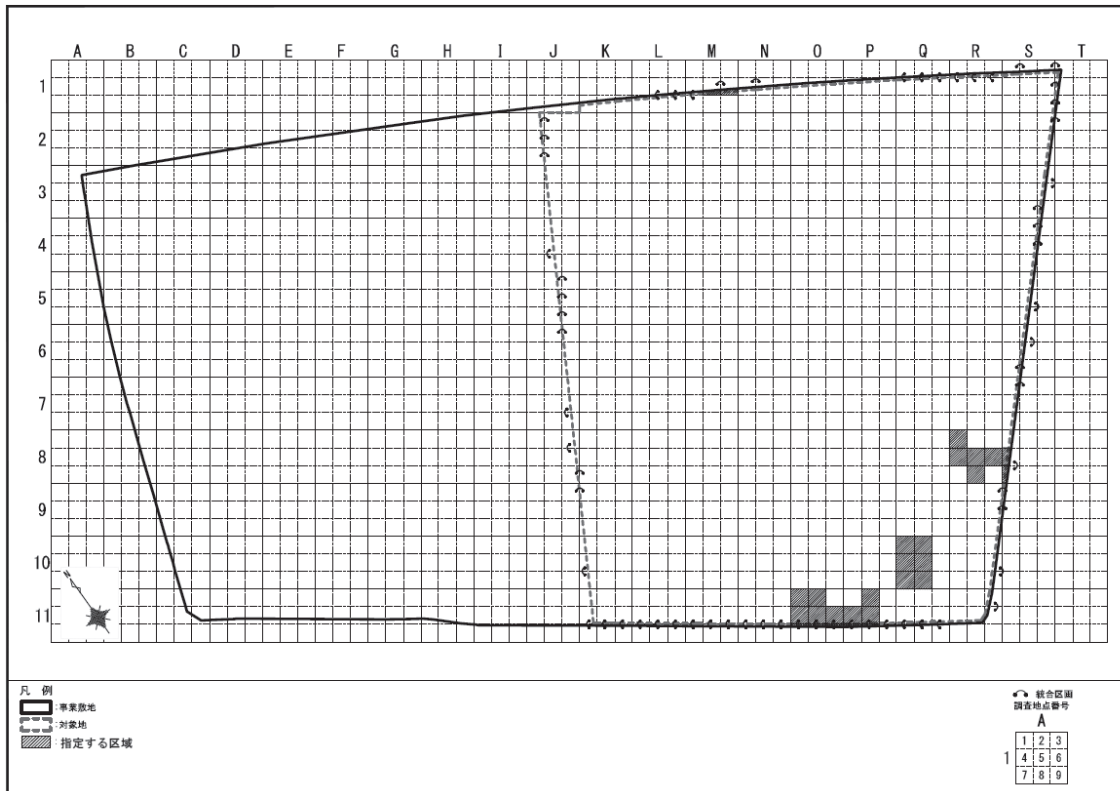
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を 特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市川崎区殿町3丁目25番15の一部(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
該当なし
- 4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号 までの該当の有無
土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する



別図

川崎市告示第161号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の全部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の全部の指定を解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年3月29日

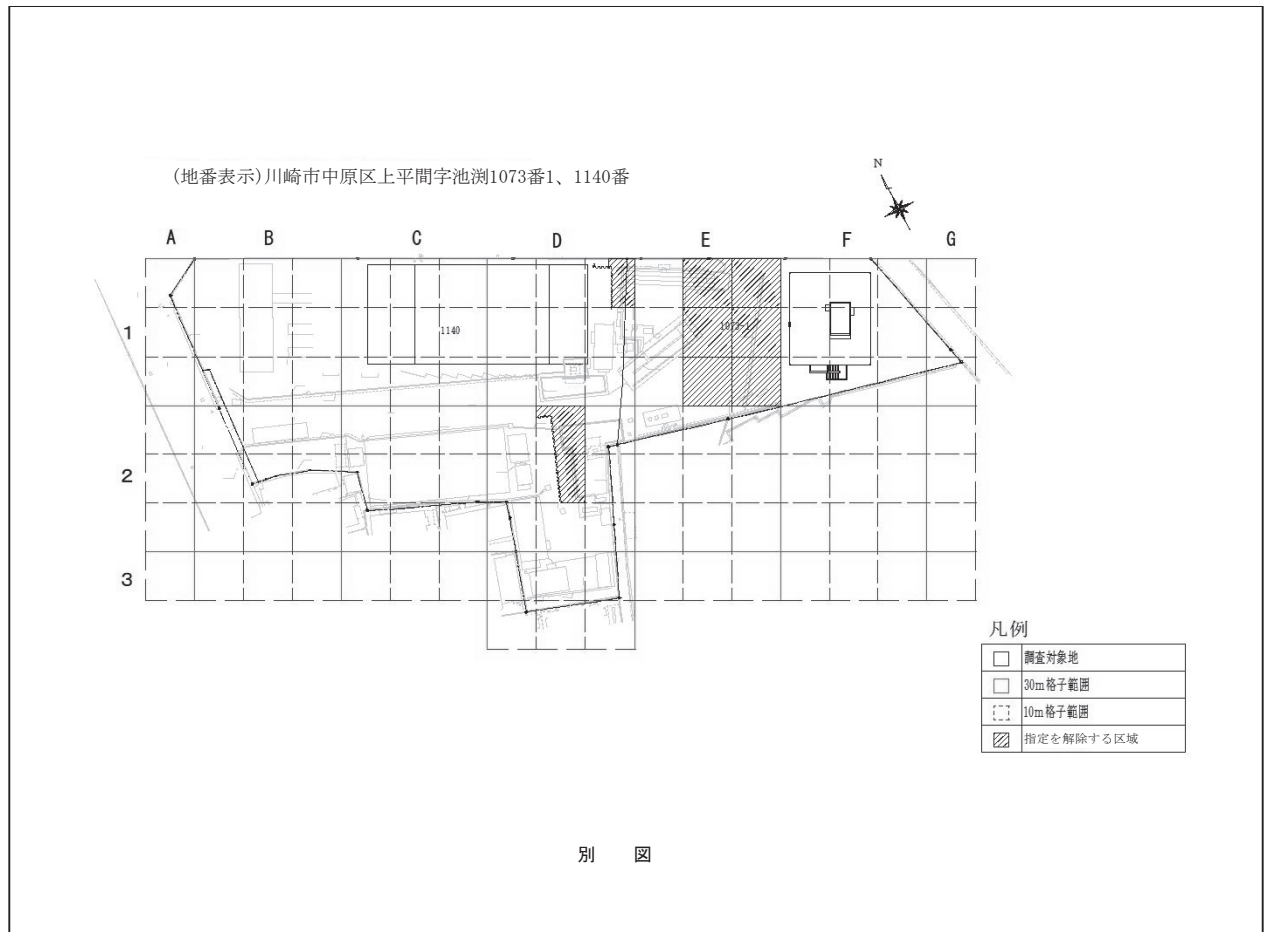
川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
川崎市中原区上平間1073番1、1140番の一部(別図

のとおり)

(平成28年川崎市告示第144号により指定した区域)

- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
該当なし
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



川崎市告示第162号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を 特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年3月29日

川崎市長 福田紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市幸区小向東芝町1番1の一部(別図のとおり)

- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号 までの該当の有無
該当なし

川崎市告示第163号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3

第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

- 指定納付受託者の住所及び名称
所在地 東京都港区高輪1-3-13
NBF高輪ビル6階
名称 ソニーペイメントサービス株式会社
代表者名 代表取締役 中村 英彦
- 指定納付受託者が納付する歳入の内容
電子申請システムを利用した各種手続における手数料、実費徴収金等
- 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和5年4月1日

川崎市告示第164号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月30日から令和5年4月13日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	鶴見溝ノ口	川崎市高津区久本2丁目137番2先	15.00	62.65	
		川崎市高津区久本2丁目134番2先			
新	鶴見溝ノ口	川崎市高津区久本2丁目137番2先	15.00	62.65	
		川崎市高津区久本2丁目134番2先	17.63		

川崎市告示第165号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月30日から令和5年4月13日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上新城第15号線	川崎市中原区上新城2丁目206番20先	2.42	41.63	
		川崎市中原区上新城2丁目206番20先			
新	上新城第15号線	川崎市中原区上新城2丁目206番1先	3.21	41.63	
		川崎市中原区上新城2丁目206番1先			

川崎市告示第166号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月30日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月30日から令和5年4月13日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上新城第15号線	川崎市中原区上新城2丁目206番1先	
	川崎市中原区上新城2丁目206番1先	

川崎市告示第167号

川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第17条第2項に基づく公文書の写しの作成等に要する費用の額及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月28日条例第76号)第12条第2項に基づく保有個人情報の写しの作成等に要する費用の額を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

なお、平成21年8月20日川崎市告示第437号(公文書の写しの作成等に要する費用の額)及び平成21年9月1日川崎市告示第436号(保有個人情報の写しの作成等に要する費用の額)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

公文書及び保有個人情報の写しの作成等に要する費用の額

川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第17条第2項に規定する公文書の写し及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76

号) 第12条第2項に規定する写しの作成等に要する費用の額については、次のとおりとする。

1 写し等の作成に要する費用の額

- (1) 乾式複写機により写しを作成する場合(第9号の場合を除く。)(単色刷り)
写し1面につき10円
- (2) 乾式複写機により写しを作成する場合(第9号の場合を除く。)(多色刷り)
写し1面につき30円
- (3) マイクロフィルムリーダープリンターにより写しを作成する場合
写し1面につき10円
- (4) 録音カセットテープに複写する場合(第9号の場合を除く。)
複写1巻(120分)につき110円
- (5) ビデオカセットテープに複写する場合(第9号の場合を除く。)
複写1巻(120分)につき250円
- (6) 光ディスク(CD-R)に複写する場合
複写1枚(700MB)につき100円
- (7) 光ディスク(DVD-R)に複写する場合
複写1枚(7.4GB)につき120円
- (8) 第1号から第7号までにより難い場合
写し等の作成に要する費用の実費に相当する額
- (9) 請負契約又は委託契約により写し等の作成をする場合
当該契約で定める額

2 写し等の送付に要する費用の額 郵送料

川崎市告示第168号

令和5(2023)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)第6条第1項の規定に基づき、令和5(2023)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

令和5(2023)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

1 区域

川崎市全域

2 処理計画量

(1) ごみ

	収集対象人口(人)	処理計画量(トン)
計画収集	1,546,751	299,342
施設搬入		98,005

合計		397,347
----	--	---------

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口(人)	処理計画量(キロリットル)
し尿収集	2,346	7,012
浄化槽清掃	5,230	19,173
汚泥処理		15,232
事業所汚水		1,075
処理計画総量		42,492

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

- ・収集日 週1回または2回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域ごとに収集曜日を定めて実施する。
- ・収集対象物 空き缶・空きびん・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装・蛍光管

イ 地域ごとに月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の金属製品を「小物金属」として分別収集する。

ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。

エ 粗大ごみや不要品のリユースについて、民間事業者と連携したリユーススポットの運営やリユースに関する民間事業者のサイトを市ホームページで広報し、リユースの推進を行う。

(2) 食品廃棄物の減量化・資源化の取組

ア 食品ロス削減推進法に対応した施策の推進

イ 家庭から発生する食品ロス、生ごみ減量のための普及啓発の実施(3きり運動の推進、エコ・クッキング講習会の開催など)

ウ 各家庭で使いきれない未利用食品を集める「フードドライブ」の実施

エ 生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみ減量化・資源化講習会の開催

オ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

カ 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対する助成

キ 小・中・特別支援学校から排出される生ごみの一部を民間事業者への委託等により飼料化及び堆肥化

ク 食品ロス削減協力店をはじめ、民間事業者と連携した食品ロス対策の実施

ケ 食品廃棄物を多く排出する事業者等の排出実態把握とリサイクル推進に向けた普及啓発の実施

(3) 資源回収の実施

- ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収
処理の過程において粗大ごみの中から金属及び羽毛布団の回収を行うとともに、小物金属の中から金属類及び使用済み小型電子機器等の再資源化促進に関する法律への対応として小型家電の回収を実施する。
- イ 資源化処理施設における資源の回収
資源化処理施設において空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の資源化を図る。

(4) 資源集団回収実施への支援

- ア 根拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等
- イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。
・回収業者に対し、報償金を交付する。
・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成金を交付する。
- ウ 対象品目 ・紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック及びミックスペーパー）・布類（衣類、古布等）・びん類（リターナブルびん）
- エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、拠点回収を行う。

(5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	51,072 トン
市の処理施設からの資源回収量	1,232 トン
資源集団回収量	35,974 トン
資源化量合計	88,278 トン

(6) 拠点回収及び店頭回収の実施

小型家電、牛乳パック、蛍光管、古着類、インクカートリッジ等については、生活環境事業所・区役所等に回収場所を設け、資源化等を行う。

(7) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱

- 定数 1,986人
- 組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び各区廃棄物減量指導員連絡協議会

(8) 廃棄物に係る環境学習

3R推進講演会の開催、社会科副読本（「くらしとごみ」）デジタル版の配布、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施

(9) 市民に対する普及啓発活動等

- ア 市政だより、ホームページ、ごみ分別アプリ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発
- イ 3Rの推進に関する行事開催

- ウ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請
- エ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請
- オ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰
- カ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動
- キ 市民まつり・区民祭への出展

(10) 事業者に対する指導等

- ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者等に対する減量化、資源化等の指導
- イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成
- ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進
- エ 事業系ごみの適正排出の指導
- オ 適正包装及びレジ袋削減の推進
- カ リユース・リサイクルショップ制度及びエコショップ制度の普及
- キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書の徴収事務等
- ク 一般廃棄物処理業の許可事務等（更新対象業者数：38業者）

4 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理計画

- ア ごみ収集計画等

(ア) ごみ収集計画

区分	収集計画量 (トン)	収集方法及び 収集運搬主体	搬 入 先	処理処分方法及び 処理処分主体	市民及び事業者等 の協力義務等
家庭系 廃棄物 普通ごみ	236,046	ステーション方式 (所定の集積所)に よる週 2 回の定曜日 収集とし、地域毎に 収集曜日を定めて実 施する。(市及び委 託)	処理センター及び加 瀬クリーンセンター	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用 等の減量を行って排 出すること。 排出方法は、集積所 (排出する場所とし て利用しようとする 市民等が協議のうえ 位置を定め、その場 所を市に申し出て、 市が収集可能である と確認した場所とす る。以下同じ。)に 原則としてふた付き ポリ容器又は透明・ 半透明袋により行う こと。 竹串等鋭利なものに ついては折るなどし、 また、ガラス・陶磁 器については厚紙に 包み、危険であるこ とを表示した上排出 すること。 収集後は集積所の清 掃等を行い、清潔の 保持に努めること。 分別対象の廃棄物は 混入しないこと。
普通ごみ (り災ごみ)	—	り災者自らが指定処 理施設に運搬する。	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用 等の減量を行って排 出すること。 「り災ごみの処理に 関する取扱要領」に 従うこと
粗大ごみ	12,224	収集申込みによる地 域ごとの月 2 回の戸 別収集もしくはステ ーション方式(所 定の集積所)による 収集を実施する。(委 託)	浮島処理センター粗 大ごみ処理施設及び 王禅寺処理センター 資源化処理施設	金属類等は資源化 (委託) 可燃物は焼却(市)	再利用可能なものは、 排出抑制に努めるこ と。
粗大ごみ (り災ごみ)	45	り災者自らが指定処 理施設に運搬する。	指定処理施設	金属類等は資源化 (委託) 可燃物は焼 却(市)	再利用可能なものは、 排出抑制に努めるこ と。 「り災ごみの処理に 関する取扱要領」に 従うこと
空き缶	7,613	ステーション方式 (所定の集積所)に よる週 1 回の定曜日 収集とし、地域毎に 収集曜日を定めて実 施する。(委託)	南部リサイクルセン ター及び王禅寺処理 センター資源化処理 施設	資源化(委託)	缶内の残留物を除去 し、ペットボトルと 一緒に透明又は半透 明袋に入れて排出す ること。

空きびん	10,247	ステーション方式(所定の集積所に設置された空きびん入れ)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	雑びんを対象とし、びん内の残留物を除去し、空きびん入れに排出すること。リターナルびんは販売店又は資源集団回収等に出すこと。
ペットボトル	5,344	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	ペットボトル内の残留物を除去し、キャップ・ラベルを取り、つぶしてから空き缶と一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。
小物金属	2,741	ステーション方式(所定の集積所)による月2回の隔週定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	散乱しやすいものは、紐かテープにより結束して排出すること。なお、鋏、剃刀、包丁等は厚紙に包むなど安全に配慮すること。
使用済み乾電池	311	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源物抽出型無害化処理(委託)	乾電池が確認できる透明又は半透明袋に入れ、資源物集積所に排出すること。ボタン型・充電式電池は、販売店等の回収に協力すること。
古紙	87	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)	可能な限り資源集団回収等に出すこと。
ミックスペーパー	9,846	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対象物※1は紙袋に入れる、包装紙で包む、または、紐で縛るなど中身が出ないようにして排出すること。
プラスチック製容器包装	14,860	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れをふき取り透明又は半透明の中身の確認できる袋に入れて排出すること。
蛍光管	23	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日(普通ごみと同じ)収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	資源化(委託)	購入時に入れられていた箱等に入れるか、厚紙等に包んで排出すること。
犬猫等の死体	3,741個	市民からの申込み等により、戸別収集もしくはステーション方式(所定の集積所)による収集を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	専用焼却炉により焼却(市)	申込みに際しては、段ボール箱等に収納して排出すること。

特定家庭用機器再商品化法対象品目 ※ 2	家電小売業者に回収してもらうか、自らで指定引取場所に持ち込む。 回収した廃棄物を製造事業者等は、再商品化等を行う。 市民は、収集運搬及び再商品化等に必要な料金を支払うこと。					
パソコン ※ 3	製造事業者等が回収し、再資源化する。 市民は、再商品化等に必要な料金を支払うこと。					
原動機付き自転車	製造事業者等が回収し、資源化する。					
使用済小型電子機器等	認定事業者または、再資源化を適正に実施し得る者は、再資源化等を行う。 市民は、拠点回収等に出すこと。					
一時多量ごみ ※ 4	許可業者が指定処理施設に運搬する。 ※ 5					
事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの	97,430	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。 ※ 6	指定処理施設	焼却後埋立 (市)	可能な限り資源化を行うなど減量化を図ること。 焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。 許可業者に運搬を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。 保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。	
犬猫等の死体 (実験動物の死体を除く。)	525個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却 (市)	段ボール箱等に収納して排出すること。	
実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。					
資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。					
食品廃棄物及び木くず ※ 7	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。					

※ 1 ミックスペーパーの対象物は次のもの以外の紙類とする。

- (1) 新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック・一部の資源集団回収登録団体により回収しているミックスペーパー
- (2) 臭いの強い紙類
- (3) 汚れた紙類

※ 2 テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機など、特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 4 項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。

※ 3 資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 12 項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。

※ 4 一時多量ごみ (一時的に多量に排出される家庭系廃棄物) の搬入計画について、市が収集しないものとして生活環境事業所の確認を受けた場合に限る。
市民は、一時多量ごみを家庭系廃棄物の区分に

従って分別し、排出する。また、各区分における協力義務等は、集積所に関する事項を除き、一時多量ごみにも適用する。

※ 5 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を 2 年以上有し、本市の処理施設への搬入実績がある場合において、「一時多量ごみ」を許可の事業の範囲に追加することができる。指定処理施設における一般廃棄物の処理に支障を生じさせない車両により、収集運搬を行うものとする。

※ 6 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

※ 7 食品廃棄物にあつては資源化するものに限る、また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

- (イ) 市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物 (硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等)	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火災によって瞬時的に燃え出す物質 (ガソリン、シンナー、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等)	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物 (爆発物、銃砲刀剣類、注射針等)	
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物 (汚物及び汚物の付着した紙おむつ等)	
市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね 2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設の能力を超えるもの	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもあるため、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出される PCB 使用部品を含む電子レンジ等のうち、PCB 使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中 継 区 域			輸送計画量 (トン)
普通ごみ及び 破碎ごみ 可燃物	加瀬クリーンセンター	→ (車両) → 各処理センター		57,590
	王禅寺処理センター	梶ヶ谷貨物ターミナル駅	→ (鉄道) → 神奈川臨海鉄道末広町駅 → (車両) → 浮島処理センター	24,645
ミックスペーパー	梶ヶ谷貨物ターミナル駅	→ (鉄道) → 神奈川臨海鉄道末広町駅	→ (車両) → 浮島処理センター資源化処理施設	6,076
プラスチック製容器包装	梶ヶ谷貨物ターミナル駅	→ (鉄道) → 神奈川臨海鉄道末広町駅	→ (車両) → 浮島処理センター資源化処理施設	8,967

また、アスベスト含有用品、水銀含有用品が一般家庭から排出される場合は、飛散防止装置等必要な対応の上で収集を行う。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

	指定処理施設名	搬入しようとする廃棄物が排出された区
事業系一般廃棄物	浮島処理センター	川崎市全域
	堤根処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
	王禅寺処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
(一時多量ごみに限る) 家庭系廃棄物	浮島処理センター (粗大ごみ処理施設を含む) 王禅寺処理センター (資源化処理施設を含む)	川崎市全域

注 1 事業系一般廃棄物について、一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注 2 犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注 3 一時多量ごみの搬入に際し、処理センター内の搬入作業は、処理センター職員の指示に従うものとする。

注 4 一時多量ごみのうち、り災ごみについては「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うものとする。

注 5 堤根処理センターは令和 6 年 1 月で休止

焼却灰	橋処理センター※	→ (車両)	梶ヶ谷貨物ターミナル駅	→ (鉄道)	神奈川臨海鉄道末広町駅	→ (車両)	浮島廃棄物埋立処分場(2期地区)	6,283
	王禅寺処理センター	→ (車両)	梶ヶ谷貨物ターミナル駅	→ (鉄道)	神奈川臨海鉄道末広町駅	→ (車両)	浮島廃棄物埋立処分場(2期地区)	11,809

※ 橋処理センターは、令和5年10月から試運転を開始するが、本格稼働は令和6年4月

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力	受入計画量
加瀬クリーンセンター	幸区南加瀬 4-40-23	ごみ圧縮・専用コンテナ詰め込み	300トン/5h	57,590トン

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/24h)	処理計画量 (トン)	焼却灰量 (トン)
浮島処理センター	川崎区浮島町 509-1	全連続燃焼式	900	118,090 (内施設搬入分46,265)	13,935
堤根処理センター ※1	川崎区堤根52	全連続燃焼式	600	66,125 (内施設搬入分15,935)	8,332
橋処理センター ※2	高津区新作 1-20-1	全連続燃焼式	600	51,925	6,283
王禅寺処理センター	麻生区王禅寺 1285	全連続燃焼式	450	98,405 (内施設搬入分35,230)	11,809
計			2,550	334,545 (内施設搬入分97,430)	40,359

※1 堤根処理センターは令和6年1月で休止

※2 橋処理センターは、令和5年10月から試運転を開始するが、本格稼働は令和6年4月

(イ) 破碎処理(小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	処理計画量 (トン)
浮島処理センター粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町 509-1	回転式、剪断式破碎机	50	7,116
王禅寺処理センター資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285	回転式、剪断式破碎机	40	7,873
計			90	14,989

(ウ) 資源化処理

a 空き缶、ペットボトル及び空きびん

施設名	所在地	品目	形式	公称能力	受入計画量 (トン)
南部リサイクルセンター	川崎区夜光3-1-3	空き缶	選別、圧縮・成型等	28トン/4h	1,922
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	7トン/1h	1,830
		空きびん	手選別	20トン/5h	2,873
王禅寺処理センター資源化処理施設	麻生区王禅寺1285	空き缶	選別、圧縮・成型等	20トン/5h	5,691
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	12.5トン/5h	3,514
		空きびん	手選別	25トン/5h	7,374
計		空き缶		—	7,613
		ペットボトル		—	5,344
		空きびん		—	10,247

b 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量(トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	311

c ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター 資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮	70	9,846

d プラスチック製容器包装

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター 資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮・梱包	55	14,860

e 蛍光灯

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設 (委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	23

(ニ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター 動物死体処理施設	川崎区浮島町509-1	犬猫等の死体	150キログラム/ 5h×2炉	4,717個

エ 最終処分計画

施設名		浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	
所在地		川崎区浮島町523番地1先	
埋立 計画量	都市施設 廃棄物	一般廃棄物	43,821 トン
		産業廃棄物	1,629 トン
		産業廃棄物	150 トン
		一般廃棄物	172 トン
		合計	45,772 トン
埋立対象物		燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥	

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所

(ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

指定引取場所	場 所
東芝環境ソリューション株式会社	横浜市鶴見区寛政町20-1
日本通運神奈川東支店 緑物流センター	横浜市都筑区佐江戸町433
スガヤメタル株式会社	横浜市都筑区早瀬1-25-33
株式会社LNJ小泉 京浜第二倉庫	東京都大田区京浜島3-3-12

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟家電小売業者が利用できる市ストックヤード

	場 所
堤根処理センター (※)	川崎区堤根52
多摩生活環境事業所	多摩区枳形1-14-1

※ストックヤードの所管は生活環境部収集計画課

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産

業廃棄物を次のとおり定める。

- (ア) 発生場所 川崎市内
- (イ) 排出者 川崎市内の小規模事業者
- (ウ) 処理の方法 埋立
- (エ) 対象物 市が行う一般廃棄物の処理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

(オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋 立	ガラス及び陶磁器くず	再生利用が困難なものの最大径15cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの
	がれき類	再生利用が困難なものの最大径概ね30cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

(2) し尿等処理実施計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。
また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	収集 延件数 (件)	計画量 (キロリットル)	収集及び 清掃方法	市民等の 協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ収集分 含む)	50,163	7,012	・原則として、月2回収集とする。 ・仮設トイレは事業者等からの申込みにより収集を実施する。	公共下水道処理区域内においてくみ取りトイレを設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。便槽内に布切れ等異物を投入しないこと。くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽 清掃	3,348	19,173	設置管理者の申込みによる各戸清掃とする。	公共下水道処理区域において浄化槽を設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。
汚泥収集	1,347	15,232		

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キロリットル/h)	受入計 画量 (キ ロ リ ッ ト ル/年)
入江崎 クリーン センター	川崎区塩浜 3-14-1	夾雑物を除去し、希釈して下水処理施設へ圧送する。	500 キロリットル /24h	35,836
宮前生活 環境事業 所	宮前区宮崎 172	汚泥を沈殿分離し上澄水を希釈して下水管に投入する。	100 キロリットル /12h	6,656 ※

※事業所汚水排出量1,075klを含む

ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
14	・原則、毎日1回以上日常清掃を行う。 ・原則、2か月に一回以上定期清掃を行う。	利用者が快適に使用できるように清潔に使用すること。

川崎市告示第169号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定納付受託者の住所及び名称

- (1) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
名称 株式会社トラストバンク
 - (2) 所在地 東京都中央区日本橋室町1丁目7番1号
名称 スルガカード株式会社
 - (3) 所在地 東京都世田谷区玉川1-14-1
名称 楽天クリームゾンハウス
名称 楽天グループ株式会社
- 2 取り扱う歳入等の種類
寄附金
 - 3 指定期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市告示第170号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、等々力緑地(等々力老人いこいの家を除く)の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第18条の2第3項及び川崎市とどろきアリーナ条例(平成7年川崎市条例第16号)第4条第3項の規定により告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	等々力緑地(等々力老人いこいの家を除く)川崎市中原区等々力1番ほか
指定管理者	(所在地)川崎市中原区小杉町3丁目472番地 (名称)川崎とどろきパーク株式会社 (代表者名)代表取締役社長 小井 陽介
指定期間	令和5年4月1日から 令和35年3月31日まで

川崎市告示第171号

予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
- 2 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関等
- 4 実施対象者
本市の区域内に居住する生後6月以上の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 本予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第174号

化学物質の適正管理に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第93条の規定に基づき、化学物質の適正管理に関する指針を次のように定め、令和5年4月1日から適用し、平成29年川崎市告示第86号は、同日から廃止する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

事業者及び市は、化学物質による環境汚染を未然に防止するため、化学物質の適正な管理に関し、次に掲げるところにより実施するものとする。

1 管理体制の整備

- (1) 事業者は、化学物質の適正管理について事業所全体で取り組むために、化学物質の適正管理について検討し、実施することを目的とする経営部門、事業部門、環境安全部門等を包括した組織（以下「管理組織」という。）を整備すること。

なお、組織の整備に当たっては、責任者、役割分担、連絡体制等を明確にすること。

- (2) 事業者は、事業所内の組織及びその職務の内容並びに化学物質の取扱い及び管理方法を定めた規程類（以下「管理規程類」という。）を整備すること。

なお、管理規程類の整備に当たっては、次の点に留意すること。

ア 化学物質の管理体制、取扱い規準等について、理解しやすく、かつ、実行できるような管理規程類とすること。

イ 管理規程類の機能を十分果たすよう常に内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。

- (3) 事業者は、従業員等に対し計画的かつ定期的に環境の保全のための対策の必要性及び内容等について研修を行い、化学物質の適正な管理の仕組みを従業員等に十分理解させ、化学物質の適正な管理を実施させること。

- (4) 事業者は、災害及び事故防止のため、次に掲げる対策を行うこと。

ア 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を未然に防止するための作業規準の作成並びに施設の保守及び点検等を実施すること。

イ 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を最小限に抑えるための災害及び事故への対応措置をあらかじめ検討し、適切な対策を講ずること。

ウ 定期的に災害及び事故に対応するための訓練を行うこと。

- (5) 事業者は、事業所内の適切な箇所に管理体制図、化学物質の安全情報、災害及び事故対応措置、緊急時の連絡先、機器及び配管等の点検のポイント等必要な事項を表示し、従業員等への周知徹底を図ること。

2 情報の収集及び整理

事業者は、次に掲げる化学物質に関する情報の収集及び整理を行うこと。

- (1) 取扱い化学物質製品の成分
- (2) 物理化学的性状
- (3) 危険性及び有害性
- (4) 関連する法規
- (5) 汚染及び事故の事例等
- (6) 使用量及び排出量がより少ない技術又は機器
- (7) 危険性及び有害性の低い代替物質

- (8) 排煙、排水及び廃棄物中の化学物質の回収、除去及び処理のための技術及び設備
- 3 受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量及び方法の把握
- (1) 事業者は、化学物質の受入れ、保管及び使用の量及び方法を把握し、整理すること。
 なお、混合物については、その主要成分ごとに量を把握すること。
- (2) 事業者は、排煙及び排水中の濃度測定又は化学物質の使用量等からの推計等により、化学物質の大气及び水への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量並びに排出及び廃棄の方法の把握を行うこと。
- 4 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器等の使用
- (1) 事業者は、次に掲げる工程管理対策を実施すること。
 ア 主要な作業工程について、工程ごとの化学物質の使用量、排出量及び廃棄物としての移動量の把握を行うこと。
 イ 事業者は、生産工程の変更などにより化学物質の使用量又は排出量が大幅に増加する場合には、化学物質による環境への影響についても検討を行い、環境汚染の未然防止に努めること。
 ウ 危険性及び有害性が高い化学物質又は排出量の多い化学物質から順次使用量及び排出量の削減を図ること。
 エ 作業工程の合理化、密閉性の高い機器の使用、適正な維持管理等を行うこと。
- (2) 事業者は、使用する化学物質の危険性及び有害性を評価し、より危険性及び有害性の低い物質を導入すること。
- 5 適正な処理技術等の導入及び維持管理
 事業者は、排煙、排水及び廃棄物中の化学物質の回収・再利用、除去及び処理について適正な技術及び設備を導入するとともに、その適正な維持管理を行うこと。
- 6 自主管理目標の設定等
- (1) 管理対象物質（化学物質のうち、有害性、危険性及び地球環境への影響等の観点から、環境安全上特に注意を要する物質で、別表に掲げるものをいう。以下同じ。）を取り扱う事業者は、環境の保全上の支障を防止するための自主管理目標及び目標達成時期を設定すること。
- (2) 管理対象物質を取り扱う事業者は、自主管理目標を達成するための実施計画を策定すること。
- (3) 管理対象物質を取り扱う事業者は、実施計画の達成状況について毎年確認し、自己評価を行うこと。

- (4) 管理対象物質を取り扱う事業者は、自己評価の結果に基づき実施計画の見直しを行うこと。
- 7 報告
 市長は、事業者に次に定める項目について報告を求めることができる。
- (1) 1の(1)定める管理組織
 (2) 1の(2)定める管理規程類
 (3) 3の(1)に定める受入れ、保管及び使用の量及び方法
 (4) 3の(2)に定める排出量及び移動量並びに排出及び廃棄の方法
 (5) 6に定める自主管理目標及び目標達成時期、実施計画、達成状況並びに自己評価結果
 (6) その他市長が必要と認める項目
- 8 公表
 特定事業者（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）で規定する指定事業所を所有する者のうち、従業員数50人以上の管理対象物質を取り扱う事業者をいう。）は、自主管理目標、目標達成時期、実施計画、達成状況等について、自主的に公表することに努めるものとする。
- 9 指導・助言
 市長は、以下の項目について必要な指導・助言を行うことができる。
- (1) 事業者が設定する自主管理目標
 (2) 事業者が作成する実施計画（実施計画の見直しも含む。）
 (3) その他この指針に関する事項
- 10 支援措置
 市長は、事業者の化学物質対策を支援するため、以下の項目について実施に努めるものとする。
- (1) 化学物質に関する環境情報、毒性情報等の情報収集の方法及び利用可能な情報機関（データベース機関）の整理並びにこれらの情報提供
 (2) 市内における化学物質の環境への排出量・移動量の集計及び公表
 (3) 市内における管理対象物質の環境調査の実施及び調査結果の公表
 (4) 化学物質の適正管理に関する相談窓口の設置

別表

管理対象物質

- (1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第2項に規定する第一種指定化学物質
 (2) その他市長が必要と認める物質

川崎市告示第175号

温暖化物質の排出抑制に関する指針（平成22年川崎市

告示第147号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

9 その他の「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に、「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市告示第176号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風
- 2 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期初回
生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
 - (2) 第1期追加
生後2月から生後90月に至るまでの間にある者(第1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)
 - (3) 第2期
11歳以上13歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第177号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
麻しん、風しん
- 2 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期
生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - (2) 第2期
5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第178号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年 3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
ロタウイルス感染症
- 2 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 1価
出生6週に至った日の翌日から24週に至る日の翌日までの間にある者
 - (2) 5価
出生6週に至った日の翌日から32週に至る日の翌日までの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有するもの（その治療が完了したものを除く。）及び重複複合免疫不全症の所見が認められる者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

川崎市告示第179号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
日本脳炎
- 2 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期初回
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - (2) 第1期追加
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（第1期初回終了後6月以上の間隔をおく）
 - (3) 第2期
9歳以上13歳未満の者
 - (4) 特例対象者
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

川崎市告示第180号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
結核（BCG）
- 2 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

川崎市告示第181号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
H i b感染症
- 2 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第182号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)
- 2 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第183号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
ヒトパピローマウイルス感染症
- 2 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

- (2) 平成9年度生まれ～平成18年度生まれ(誕生日が1997年4月2日～2007年4月1日)の女性で、過去にヒトパピローマウイルス感染症ワクチンの接種を合計3回受けていない方

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第184号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
水痘
- 2 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第185号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 予防接種の種類
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）
- 2 実施期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 実施機関
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 実施対象者
 - (1) 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳の者
 - (2) 接種日に 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 7 条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 当該疾病に係る予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種を受けたことのある者
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第 186 号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 予防接種の種類
B 型肝炎
- 2 実施期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後 1 歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 7 条の規定に基づき予防接

種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第 187 号

情報通信技術を活用した方法により行う行政手続等

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成 18 年川崎市規則第 85 号）第 3 条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等を次のように定め、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 19 年川崎市告示第 314 号は、同日から廃止する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

根拠となる条例等の条項 対象手続等

条項		対象手続等
名称	条項	
川崎市情報公開条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 11 号）	第 3 条第 1 項	公文書開示請求
川崎市金銭会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 31 号）	第 136 条の 2 第 1 項	口座振替払の登録（新規）
	第 136 条の 2 第 2 項	口座振替払の登録（変更・追加・廃止）
川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）	第 16 条第 1 項	入札
川崎市民プラザ条例（平成 23 年川崎市条例第 18 号）	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き
川崎市民プラザ条例施行規則（平成 23 年川崎市規則第 43 号）	第 2 条第 1 項第 4 号	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項第 2 号	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項第 6 号	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項第 7 号	指定管理者の指定の手続き

	第 3 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き	川崎市武道館条例施行 規則 (平成22年川崎 市規則第35号)	第 2 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き
川崎市国際交流セン ター条例(平成 6 年川 崎市条例第 3 号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き
川崎市国際交流セン ター条例施行規則(平 成 6 年川崎市規則第43 号)	第 2 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 3 条第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 3 条第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 3 条第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き			
川崎市個人市民税の控 除対象となる寄附金を 受け入れる特定非営利 活動法人の基準等に関 する条例(平成24年川 崎市条例第29号)	第 3 条	申出	川崎市とどろきアリー ナ条例 (平成 7 年川 崎市条例第16号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き
	第 8 条	更新の申出			
	第 9 条	変更の届出	川崎市とどろきアリー ナ条例施行規則 (平 成22年川崎市規則第32 号)	第 2 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き
	第11条	書類の提出		第 3 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き
				第 3 条第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き
川崎市男女共同参画セ ンター条例(平成11年 川崎市条例第10号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定 の手續き
				第 3 条第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き
川崎市男女共同参画セ ンター条例施行規則 (平成11年川崎市規則 第75号)	第 2 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き	川崎市スポーツ・文化 総合センター条例 (平成26年川崎市条例 第 6 号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き
	第 3 条第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き			
	第 3 条第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定 の手續き	川崎市スポーツ・文化 総合センター条例施行 規則 (平成26年川崎 市規則第12号)	第 2 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 3 条第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き
川崎市スポーツセン ター条例 (昭和60年 川崎市条例第21号)	第 3 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定 の手續き
				第 3 条第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 2 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き			
川崎市スポーツセン ター条例施行規則 (平成22年川崎市規則 第34号)	第 3 条第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き	川崎市藤子・F・不二 雄ミュージアム条例 (平成22年川崎市条例 第31号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き
	第 3 条第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定 の手續き			
	第 3 条第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き	川崎市藤子・F・不二 雄ミュージアム条例施 行規則 (平成22年川 崎市規則第79号)	第 2 条第 1 項	指定管理者の指定 の手續き
	第 3 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き		第 2 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き
				第 3 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き
川崎市武道館条例 (昭和51年川崎市条例 第77号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き		第 3 条第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き

	第3条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き	川崎シンフォニーホール条例施行規則 (平成15年川崎市規則第106号)	第17条第3項第3号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き		第12条第3項	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き		第12条第3項第2号	指定管理者の指定の手続き
				第12条第3項第6号	指定管理者の指定の手続き
川崎市大山街道ふるさと館条例 (平成4年川崎市条例第20号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き		第12条第3項第7号	指定管理者の指定の手続き
川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則 (平成22年川崎市規則第38号)	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き	川崎市岡本太郎美術館条例 (平成11年川崎市条例第25号)	第5条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き		川崎市岡本太郎美術館条例施行規則 (平成22年川崎市規則第37号)	第2条第1項第4号
	第3条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項		指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項第2号		指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項第6号		指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項第7号		指定管理者の指定の手続き
			第3条第2項第8号		指定管理者の指定の手続き
川崎市アートセンター条例 (平成18年川崎市条例第62号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き	川崎市産業振興会館条例 (昭和63年川崎市条例第7号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き
川崎市アートセンター条例施行規則 (平成18年川崎市規則第123号)	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き	川崎市産業振興会館条例施行規則 (昭和63年川崎市規則第71号)	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き		第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き		第3条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き		第3条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き		第3条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き	
東海道かわさき宿交流館条例 (平成24年川崎市条例第39号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き	かわさき新産業創造センター条例 (平成14年川崎市条例第34号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き
東海道かわさき宿交流館条例施行規則 (平成24年川崎市規則第80号)	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き	かわさき新産業創造センター条例施行規則 (平成14年川崎市規則第91号)	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き		第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き		第3条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き		第3条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き		第3条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き		第3条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き
川崎シンフォニーホール条例 (平成15年川崎市条例第39号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き			

川崎市生活文化会館条例 (平成 7 年川崎市条例第 47 号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き	第 23 条第 5 項	仲卸業務の許可外部類物品取扱承認申請
川崎市生活文化会館条例施行規則 (平成 8 年川崎市規則第 8 号)	第 2 条第 1 項第 4 号	指定管理者の指定の手続き	第 27 条第 3 項	仲卸業者 (関連事業者) の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請
	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き		仲卸業者 (関連事業者) の合併認可申請書
	第 3 条第 2 項第 2 号	指定管理者の指定の手続き		仲卸業者 (関連事業者) の分割の認可申請
	第 3 条第 2 項第 6 号	指定管理者の指定の手続き	第 28 条第 4 項	仲卸業者 (関連事業者) 相続の認可申請
	第 3 条第 2 項第 7 号	指定管理者の指定の手続き	第 29 条第 1 項	仲卸業者 (関連事業者) 名称変更等の届出
	第 3 条第 2 項第 8 号	指定管理者の指定の手続き	第 29 条第 2 項	仲卸業者 (関連事業者) 死亡 (解散) の届出
川崎市コンベンションホール条例 (平成 28 年川崎市条例第 87 号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き	第 30 条第 1 項第 1 号	仲卸業者 (関連事業者) の営業報告 (法人)
川崎市コンベンションホール条例施行規則 (平成 28 年川崎市規則第 89 号)	第 2 条第 1 項第 4 号	指定管理者の指定の手続き	第 30 条第 1 項第 2 号	仲卸業者 (関連事業者) の営業報告 (個人)
	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き	第 31 条第 1 項	売買参加者の届出
	第 3 条第 2 項第 2 号	指定管理者の指定の手続き	第 31 条第 2 項	売買参加者の届出記載事項変更等の届出
	第 3 条第 2 項第 6 号	指定管理者の指定の手続き	第 32 条第 2 項	関連事業者の業務許可の申請
	第 3 条第 2 項第 7 号	指定管理者の指定の手続き	第 44 条第 1 項	卸売業者の受託契約約款の届出
	第 3 条第 2 項第 8 号	指定管理者の指定の手続き	第 51 条第 1 項	卸売予定数量等の報告
川崎市中央卸売市場業務条例 (昭和 47 年川崎市条例第 1 号)	第 7 条第 3 項	卸売業務の許可申請	第 51 条第 2 項	取扱高に係る報告 卸売価格等の報告
	第 7 条第 6 項	卸売業務の許可外部類物品取扱承認申請	第 51 条第 3 項	市況等の報告 仲卸業者 (関連事業者) 販売金額等月例報告
	第 9 条第 1 項	卸売業者の財務状況の定期報告		第 55 条
	第 9 条第 2 項	卸売業者の財務状況の随時報告	第 58 条	買受代金の支払猶予特約の届出
	第 16 条第 3 項	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請	第 59 条第 2 項	販売後の受託物品の事故等確認請求と確認証明書の交付
		卸売業者の合併の認可申請		
		卸売業者の分割の認可申請		
	第 17 条	卸売業者名称変更等の届出		
	第 18 条第 1 項	事業報告書の提出		
	第 19 条第 1 項	せり人名簿の届出		
	第 21 条	卸売の代行の承認申請		
	第 23 条第 3 項	仲卸業務の許可申請		

川崎市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和47年川崎市規則第36号)	第5条	卸売業務の許可申請	川崎市地方卸売市場業務条例(平成18年川崎市条例第70号)	第40条第1項	仲卸業者(関連事業者)の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請
	第8条	卸売業務の許可外部類物品取扱承認申請		第40条第2項	仲卸業者(関連事業者)の合併認可申請書 仲卸業者(関連事業者)の分割の認可申請
	第10条第1項	卸売業者の財務状況の定期報告		第41条第1項	仲卸業者(関連事業者)相続の認可申請
	第11条	卸売業者の財務状況の随時報告		第43条第1項	仲卸業者(関連事業者)名称変更等の届出
	第14条第1項	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請		第43条第2項	仲卸業者(関連事業者)死亡(解散)の届出
	第14条第2項	卸売業者の合併の認可申請 卸売業者の分割の認可申請		第44条	関連事業者販売金額等月例報告書
	第15条	卸売業者名称変更等の届出		第45条	仲卸業者(関連事業者)の営業報告(法人)
	第16条	せり人名簿の届出		第55条	卸売業者の受託契約約款の届出
	第18条	卸売の代行の承認申請		第62条第1項	卸売予定数量等の報告
	第20条	仲卸業務の許可申請		第62条第3項	取扱高に係る報告 卸売価格等の報告
	第22条	仲卸業務の許可外部類物品取扱承認申請		第62条第4項	市況等の報告
	第26条第1項	仲卸業者(関連事業者)の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請		第62条第5項	仲卸業者販売金額等月例報告
	第26条第2項	仲卸業者(関連事業者)の合併認可申請書 仲卸業者(関連事業者)の分割の認可申請		第64条	卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出
	第27条第1項	仲卸業者(関連事業者)相続の認可申請		第70条	買受代金の支払猶予特約の届出
	第29条第1項	仲卸業者(関連事業者)名称変更等の届出		第72条第2項	販売後の受託物品の事故等確認請求と確認証明書の交付
	第29条第2項	仲卸業者(関連事業者)死亡(解散)の届出		第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第30条	仲卸業者(関連事業者)の営業報告(法人) 仲卸業者(関連事業者)の営業報告(個人)		第10条第3項	卸売業務の許可申請
	第32条	売買参加者の届出		第10条第5項	卸売業務の許可外部類物品取扱承認申請
	第34条	売買参加者の届出 記載事項変更等の届出		第17条第3項	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請 卸売業者の合併の認可申請 卸売業者の分割の認可申請
	第37条	関連事業者の業務許可の申請			

第18条	卸売業者名称変更等の届出	川崎市地方卸売市場業務条例施行規則（平成19年川崎市規則第1号）	第3条第4項	指定管理者の指定の手続き
第19条第1項	事業報告書の提出		第4条第2項	指定管理者の指定の手続き
第20条第1項	せり人名簿の届出		第4条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
第22条	卸売の代行の承認申請		第4条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
第24条第3項	仲卸業務の許可申請		第4条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
第24条第5項	仲卸業務の許可外部類物品取扱承認申請		第4条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き
第28条第3項	仲卸業者（関連事業者）の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請		第10条	卸売業務の許可申請
	仲卸業者（関連事業者）の合併認可申請書		第12条	卸売業務の許可外部類物品取扱承認申請
	仲卸業者（関連事業者）の分割の認可申請		第15条第1項	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請
第29条第4項	仲卸業者（関連事業者）相続の認可申請		第15条第2項	卸売業者の合併の認可申請 卸売業者の分割の認可申請
第30条第1項	仲卸業者（関連事業者）名称変更等の届出		第16条	卸売業者名称変更等の届出
第30条第2項	仲卸業者（関連事業者）死亡（解散）の届出		第17条	せり人名簿の届出
第31条第1項第1号	仲卸業者（関連事業者）の営業報告（法人）		第19条	卸売の代行の承認申請
第31条第1項第2号	仲卸業者（関連事業者）の営業報告（個人）		第21条	仲卸業務の許可申請
第32条第1項	売買参加者の届出		第23条	仲卸業務の許可外部類物品取扱承認申請
第32条第2項	売買参加者の届出記載事項変更等の届出		第27条第1項	仲卸業者（関連事業者）の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請
第33条第2項	関連事業者の業務許可の申請		第27条第2項	仲卸業者（関連事業者）の合併認可申請書
第45条第1項	卸売業者の受託契約約款の届出			仲卸業者（関連事業者）の分割の認可申請
第52条第3項	市況等の報告		第28条第1項	仲卸業者（関連事業者）相続の認可申請
第52条第4項	仲卸業者販売金額等月例報告		第30条第1項	仲卸業者（関連事業者）名称変更等の届出
第52条第5項	関連事業者販売金額等月例報告		第30条第2項	仲卸業者（関連事業者）死亡（解散）の届出
第56条	卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出		第31条	仲卸業者（関連事業者）の営業実績の報告
第60条第2項	販売後の受託物品の事故等確認請求と確認証明書の交付		第33条	売買参加者の届出

	第35条	売買参加者の届出 記載事項変更等の 届出	第9条第1項	指定開発行為実施 届
	第38条	関連事業者の業務 許可の申請	第9条第2項	指定開発行為・条 例方法書等・事後 調査実施計画変更 届
	第41条第1項	仲卸業者（関連事 業者）の事業の譲 渡し及び譲受けの 認可申請	第12条	条例方法書周知届
	第41条第2項	仲卸業者（関連事 業者）の合併認可 申請書 仲卸業者（関連事 業者）の分割の認 可申請	第20条第1項	条例準備書の説明 会の開催届
	第42条第1項	仲卸業者（関連事 業者）相続の認可 申請	第20条第2項	条例準備書の説明 会の開催結果報告 書
	第44条第1項	仲卸業者（関連事 業者）名称変更等 の届出	第28条第1項	指定開発行為・条 例方法書等・事後 調査実施計画変更 届
	第54条	卸売業者の受託契 約約款の届出	第29条第1項	指定開発行為廃止 届
	第61条第4項	市況等の報告	第30条第1項	指定開発行為者変 更届
	第61条第5項	仲卸業者販売金額 等月例報告	第32条	指定開発行為着手 届 指定開発行為完了 届
	第61条第6項	関連事業者販売金 額等月例報告	第34条第1項	事後調査実施代行 申出書
	第63条	卸売業者以外の者 からの買入物品等 販売届出	第34条第2項	事後調査実施代行 申出書
	第70条第2項	販売後の受託物品 の事故等確認請求 と確認証明書の交 付	第39条	指定開発行為・条 例方法書等・事後 調査実施計画変更 届
川崎市公害防止等生活 環境の保全に関する条 例施行規則（平成12年 川崎市規則第128号）	第79条の6第 2項	申請書等	第40条	指定開発行為の併 合届
	第94条	申請書等	第47条第1項	法対象事業実施届
川崎市廃棄物の処理及 び再生利用等に関する 条例施行規則（平成5 年川崎市規則第26号）	第9条3項	事業系一般廃棄物 臨時搬入申請	第47条第2項	法対象事業・法対 象条例方法書等・ 法対象事後調査実 施計画変更届
	第11条2項	一時多量ごみ搬入 申請	第65条第1項	法対象事業・法対 象条例方法書等・ 法対象事後調査実 施計画変更届
	第21条2項	一般廃棄物処理手 数料等減免申請	第71条第2項	法対象事業・法対 象条例方法書等・ 法対象事後調査実 施計画変更届
	第23条	産業廃棄物処理費 用減免申請	第50条第1項	法対象条例方法書 の説明会の開催届
川崎市環境影響評価に 関する条例（平成11年 川崎市条例第48号）	第8条の3第 1項	環境配慮計画書の 説明会の開催届	第50条第2項	法対象条例方法書 の説明会の開催結 果報告書
	第8条の3第 2項	環境配慮計画書の 説明会の開催結果 報告書	第57条第1項	法対象条例準備書 の説明会の開催届
	第8条の8第 1項	事業計画廃止届	第57条第2項	法対象条例準備書 の説明会の開催結 果報告書
	第8条の9第 1項	環境配慮計画策定 者変更届		

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)	第67条第1項	法対象事業者変更届	第64条の4第3項	大型小売店における夜間小売業に係る地位承継届出
	第69条	法対象事業着手届	第66条第2項	開発行為等に関する工事調書
		法対象事業完了届	第67条の5	石綿排出等作業実施届出
	第71条第1項	法対象事後調査実施代行申出書	第67条の6第1項	石綿濃度測定計画届出
	第74条	自主的環境影響評価実施申出書	第67条の6第2項	石綿濃度測定結果報告
	第17条第2項	指定事業所設置許可申請	第67条の7	作業完了報告
	第21条	指定事業所事業開始届出	第73条第2項	環境負荷低減行動計画の届出
	第22条第1項	指定事業所に係る変更許可申請	第73条第3項	環境負荷低減行動計画の届出
	第22条第2項	指定事業所に係る変更完了届出	第81条第1項	資料等調査結果報告書
	第22条第3項	指定事業所に係る変更計画中止届	第81条第2項	土壌調査等(詳細調査)結果報告書
	第23条第1項	指定事業所に係る変更計画届出	第81条第2項	土壌調査等(搬出土壌調査)結果報告書
	第24条第1項	指定事業所に係る変更届出	第82条第2項	汚染土壌等処理対策実施計画書
	第25条第1項	指定事業所に係る地位承継届出	第82条第3項	汚染土壌等管理実施計画書
	第26条	指定事業所廃止等届出	第82条第4項	汚染土壌等処理対策実施報告書
	第29条第2項	指定事業所現況届出	第82条の3第2項	汚染土壌等管理実施計画書
	第30条	指定事業所に係る環境配慮の届出	第88条の2第2項	地下水揚水許可申請
	第32条第2項	環境行動事業所認定申請	第89条	地下水揚水届出
	第35条	環境行動事業所に係る変更届出	第88条の5	許可揚水者の揚水開始届出
	第51条第3項	事故時応急措置等完了報告	第88条の6第1項	地下水揚水変更許可申請
	第58条第1項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業開始の届出	第89条の2	届出揚水者の変更届出
第58条第3項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業に係る変更・中止の届出	第88条の6第2項	許可揚水者の変更完了届出	
第64条の2第1項	大型小売店における夜間小売業開始届出	第88条の6第3項	許可揚水者の変更中止届出	
第64条の2第2項	大型小売店における夜間小売業に係る変更計画届出	第88条の7第1項	許可揚水者の変更届出	
第64条の2第3項	大型小売店における夜間小売業に係る変更届出	第88条の7第2項	許可揚水者から届出揚水者への変更届出	
第64条の2第4項	大型小売店における夜間小売業に係る廃止等届出	第88条の8第3項	地下水揚水に係る地位承継届出	
		第88条の9	地下水取りやめ届出	
		第90条	揚水した地下水の量等測定報告	

	第127条の4	特定建築物環境計画書の届出		第60条第4項	大型小売店における夜間小売業に係る変更届出
	第127条の5	特定建築物環境計画書の変更届出		第60条第5項	大型小売店における夜間小売業に係る廃止等届出
	第127条の6	取りやめの届出		第60条の2	大型小売店における夜間小売業に係る地位承継届出
	第127条の7	工事完了の届出		第62条第1項	開発行為等に関する工事調書
	第127条の8	特定外建築物環境計画書の届出		第62条第2項	開発行為等に関する工事調書
	第127条の11	環境性能表示の表示の届出		第62条の12	石綿排出等作業実施届出
	第127条の14	環境性能表示の表示の届出		第62条の14	石綿濃度測定計画届出
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）	第8条	指定事業所設置許可申請		第62条の16	石綿濃度測定結果報告
	第15条	指定事業所事業開始届出		第62条の17	作業完了報告
	第16条第2項	指定事業所に係る変更許可申請		第65条第2項	環境負荷低減行動計画の届出
	第17条	指定事業所に係る変更完了届出		第69条第3項	資料等調査結果報告書
	第18条	指定事業所に係る変更計画中止届		第70条第2項第1号	土壌調査等（詳細調査）結果報告書
	第19条	指定事業所に係る変更計画届出		第70条第2項第2号	土壌調査等（搬出土壌調査）結果報告書
	第19条第2項	指定事業所に係る変更届出		第72条第4項	汚染土壌等処理対策実施計画書
	第22条	指定事業所に係る地位承継届出		第72条第5項	汚染土壌等管理実施計画書
	第23条	指定事業所廃止等届出		第72条第6項	汚染土壌等処理対策実施報告書
	第24条第3項	指定事業所現況届出		第75条第2項	地下水揚水許可申請
	第25条第3項	指定事業所に係る環境配慮の届出		第75条の4	許可揚水者の揚水開始届出
	第30条	環境行動事業所認定申請		第76条	地下水揚水変更許可申請
	第35条	環境行動事業所に係る変更届出		第76条の2	許可揚水者の変更完了届出
	第52条	事故時応急措置等完了報告		第76条の3	許可揚水者の変更中止届出
	第55条第2項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業開始の届出		第76条の4	許可揚水者の変更届出
	第55条第3項	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業に係る変更・中止の届出		第76条の5	許可揚水者から届出揚水者への変更届出
	第60条第1項	大型小売店における夜間小売業開始届出		第76条の6	地下水揚水に係る地位承継届出
	第60条第2項	大型小売店における夜間小売業開始届出		第76条の7	地下水取りやめ届出
	第60条第3項	大型小売店における夜間小売業に係る変更計画届出		第77条第2項	地下水揚水届出

	第77条の2	届出揚水者の変更届出				
	第78条第3項	揚水した地下水の量等測定報告				
	第94条	申請書等				
川崎市余熱利用市民施設条例 (平成元年川崎市条例第35号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き		第5条	薬局の管理者(薬局製造販売医薬品製造管理者・店舗管理者・医薬品営業所管理者・高度管理医療機器等営業所管理者・再生医療等製品営業所管理者)兼務廃止届	
川崎市余熱利用市民施設条例施行規則 (平成2年川崎市規則第33号)	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き		第6条	管理業務廃止届	
	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き		第7条第5項	承認整理届	
	第3条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き		第8条	許可申請書等	
	第3条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き	川崎市毒物及び劇物取締法施行細則 (平成9年川崎市規則第33号)	第3条第1項	特定毒物使用者指定申請書	
	第3条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き		第3条第2項	特定毒物使用者指定申請書(農業者の組織する団体用)	
	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き		第5条第1項	特定毒物使用者指定申請事項変更届	
				第6条第1項	特定毒物使用者指定証書換交付申請書	
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則 (平成5年川崎市規則第26号)	第9条第3項	事業系一般廃棄物臨時搬入申請		第6条第2項	特定毒物使用者指定証再交付申請書	
	第11条第2項	一時多量ごみ搬入申請		第7条	特定毒物使用者業務廃止届	
	第21条第2項	一般廃棄物処理手数料等減免申請		第9条	申請書等	
	第23条	産業廃棄物処理費用減免申請	川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例 (平成5年川崎市条例第14号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き	
川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則 (平成5年川崎市規則第28号)	第12条	一般廃棄物収集運搬業実績報告		川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則 (平成5年川崎市規則第34号)	第3条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き
	第28条	産業廃棄物処理責任者設置等報告		第4条第2項	指定管理者の指定の手続き	
	第29条	特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告		第4条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き	
	第30条	廃棄物処理施設技術管理者設置等報告		第4条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き	
	第31条	産業廃棄物処理施設等における処理実績報告		第4条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き	
川崎市公害健康被害補償条例施行規則 (昭和49年川崎市規則第107号)	第4条	公害医療手当請求		第4条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き	
	第7条第4号	公害療養手当請求		川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 (昭和46年川崎市条例第10号)	第10条第2項	指定管理者の指定の手続き
川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 (平成9年川崎市規則第32号)	第3条	薬局の管理者(薬局製造販売医薬品製造管理者・店舗管理者・医薬品営業所管理者・高度管理医療機器等営業所管理者・再生医療等製品営業所管理者)兼務許可申請書		第25条第2項	指定管理者の指定の手続き	
				第32条第2項	指定管理者の指定の手続き	
				第41条第2項	指定管理者の指定の手続き	

	第61条第2項	指定管理者の指定の手続き		第22条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第71条第2項	指定管理者の指定の手続き		第22条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第81条第2項	指定管理者の指定の手続き		第22条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第91条第2項	指定管理者の指定の手続き		第22条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
	第101条第2項	指定管理者の指定の手続き		第22条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き
	第130条第2項	指定管理者の指定の手続き		第37条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き
	第149条第2項	指定管理者の指定の手続き		第38条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第158条第2項	指定管理者の指定の手続き		第38条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則(昭和46年川崎市規則第25号)	第3条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き		第38条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き		第38条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き		第38条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き		第44条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き		第45条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第4条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き		第45条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第10条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き		第45条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第11条第2項	指定管理者の指定の手続き		第45条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
	第11条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き		第45条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き
	第11条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き		第50条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き
	第11条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き		第51条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第11条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き		第51条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第16条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き		第51条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第17条第2項	指定管理者の指定の手続き		第51条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
	第17条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き		第51条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き
	第17条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き		第57条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き
	第17条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き		第58条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第17条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き		第58条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第21条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き		第58条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
					第58条第2項第7号

	第58条第2項 第8号	指定管理者の指定 の手續き	川崎市身体障害者福祉 会館条例施行規則（昭 和57年川崎市規則第31 号）	第3条第1項 第4号	指定管理者の指定 の手續き		
	第64条第1項 第4号	指定管理者の指定 の手續き		第4条第2項	指定管理者の指定 の手續き		
	第65条第2項	指定管理者の指定 の手續き		第4条第2項 第2号	指定管理者の指定 の手續き		
	第65条第2項 第2号	指定管理者の指定 の手續き		第4条第2項 第6号	指定管理者の指定 の手續き		
	第65条第2項 第6号	指定管理者の指定 の手續き		第4条第2項 第7号	指定管理者の指定 の手續き		
	第65条第2項 第7号	指定管理者の指定 の手續き		第4条第2項 第8号	指定管理者の指定 の手續き		
	第65条第2項 第8号	指定管理者の指定 の手續き		川崎市障害者就労支援 施設条例（昭和36年川 崎市条例第13号）	第4条第2項	指定管理者の指定 の手續き	
	第72条第1項 第4号	指定管理者の指定 の手續き			川崎市障害者就労支援 施設条例施行規則（昭 和36年川崎市規則第21 号）	第3条第1項 第4号	指定管理者の指定 の手續き
	第73条第2項	指定管理者の指定 の手續き		第4条第2項		指定管理者の指定 の手續き	
	第73条第2項 第2号	指定管理者の指定 の手續き		第4条第2項 第2号		指定管理者の指定 の手續き	
	第73条第2項 第6号	指定管理者の指定 の手續き		第4条第2項 第6号		指定管理者の指定 の手續き	
	第73条第2項 第7号	指定管理者の指定 の手續き		第4条第2項 第7号		指定管理者の指定 の手續き	
	第73条第2項 第8号	指定管理者の指定 の手續き		第4条第2項 第8号		指定管理者の指定 の手續き	
	第79条第1項 第4号	指定管理者の指定 の手續き		川崎市聴覚障害者情報 文化センター条例（平 成11年川崎市条例第39 号）		第4条第2項	指定管理者の指定 の手續き
	第80条第2項	指定管理者の指定 の手續き				川崎市聴覚障害者情報 文化センター条例施行 規則（平成11年川崎 市規則第109号）	第2条第1項 第4号
	第80条第2項 第2号	指定管理者の指定 の手續き			第3条第2項		指定管理者の指定 の手續き
	第80条第2項 第6号	指定管理者の指定 の手續き			第3条第2項 第2号		指定管理者の指定 の手續き
	第80条第2項 第7号	指定管理者の指定 の手續き			第3条第2項 第6号		指定管理者の指定 の手續き
	第80条第2項 第8号	指定管理者の指定 の手續き			第3条第2項 第7号		指定管理者の指定 の手續き
	第86条第1項 第4号	指定管理者の指定 の手續き			第3条第2項 第8号		指定管理者の指定 の手續き
	第87条第2項	指定管理者の指定 の手續き	川崎市視覚障害者情報 文化センター条例 （平成24年川崎市条例 第32号）		第4条第2項		指定管理者の指定 の手續き
	第87条第2項 第2号	指定管理者の指定 の手續き		川崎市視覚障害者情報 文化センター条例施行 規則（平成24年川崎 市規則第62号）	第2条第1項 第4号		指定管理者の指定 の手續き
	第87条第2項 第6号	指定管理者の指定 の手續き			第3条第2項	指定管理者の指定 の手續き	
	第87条第2項 第7号	指定管理者の指定 の手續き			第3条第2項 第2号	指定管理者の指定 の手續き	
	第87条第2項 第8号	指定管理者の指定 の手續き	第3条第2項 第6号		指定管理者の指定 の手續き		
川崎市身体障害者福祉 会館条例（昭和57年川 崎市条例第15号）	第4条第2項	指定管理者の指定 の手續き					

	第 3 条第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き			
	第 3 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き			
川崎市老人いこいの家 条例 (昭和47年川崎 市条例第60号)	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き		第 5 条第 3 項	特定給食施設・小 規模給食施設の休 止・廃止の届出
川崎市老人いこいの家 条例施行規則 (昭和 48年川崎市規則第 2 号)	第 2 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き		第 7 条	特定給食施設の栄 養管理報告
	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き		第 8 条第 1 項	特定給食施設・小 規模給食施設の開 始の届出
	第 3 条第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き		第 8 条第 2 項	特定給食施設・小 規模給食施設の変 更の届出
	第 3 条第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定 の手續き		第 8 条第 3 項	特定給食施設・小 規模給食施設の休 止・廃止の届出
	第 3 条第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き		第 9 条	小規模給食施設の 栄養管理報告
	第 3 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き	川崎市葬祭条例 (昭 和27年川崎市条例第33 号)	第12条第 3 項	指定管理者の指定 の手續き
川崎市老人福祉セン ター条例 (昭和41年 川崎市条例第 7 号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き	川崎市葬祭条例施行規 則 (昭和27年川崎市 規則第28号)	第 3 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き
川崎市老人福祉セン ター条例施行規則 (昭和41年川崎市規則 第63号)	第 3 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き		第 4 条第 3 項	指定管理者の指定 の手續き
	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き		第 4 条第 3 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 4 条第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き		第 4 条第 3 項 第 6 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 4 条第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定 の手續き		第 4 条第 3 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 4 条第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き		第 4 条第 3 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き
	第 4 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き	川崎市小規模水道及び 小規模受水槽水道にお ける安全で衛生的な飲 料水の確保に関する条 例 (平成 7 年川崎市条 例第 8 号)	第 7 条第 1 項	確認の申請
川崎市老人福祉・地域 交流センター条例 (平成17年川崎市条例 第78号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き		第 7 条第 2 項	確認の申請
川崎市老人福祉・地域 交流センター条例施行 規則 (平成17年川崎 市規則第115号)	第 2 条第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定 の手續き		第 8 条	給水開始前の水質 検査及び届出
	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定 の手續き		第 9 条	変更等の届出
	第 3 条第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定 の手續き		第19条第 1 項	報告の徴収及び立 入検査
	第 3 条第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定 の手續き		第19条第 2 項	報告の徴収及び立 入検査
	第 3 条第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定 の手續き	川崎市小規模水道及び 小規模受水槽水道にお ける安全で衛生的な飲 料水の確保に関する条 例施行規則 (平成 7 年 川崎市規則第60号)	第 5 条第 2 項	小規模水道布設工 事の確認の申請等
	第 3 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き		第 5 条第 2 項 第 1 号	小規模水道布設工 事の確認の申請等
川崎市健康増進法施行 細則 (平成15年川崎市 規則第68号)	第 5 条第 1 項	特定給食施設・小 規模給食施設の開 始の届出		第 5 条第 2 項 第 2 号	小規模水道布設工 事の確認の申請等
	第 5 条第 2 項	特定給食施設・小 規模給食施設の変 更の届出		第 5 条第 2 項 第 4 号	小規模水道布設工 事の確認の申請等
				第 5 条第 3 項	小規模水道布設工 事の確認の申請等
				第 5 条第 4 項	小規模水道布設工 事の確認の申請等
				第 7 条第 1 項	小規模水道布設工 事確認申請事項の 変更等の届出

神奈川県海水浴場等に関する条例(昭和34年神奈川県条例第4号)	第9条	海水浴場等の設置許可	第13条第2項	ひとり親家庭等医療費助成申請
	第16条第2項	地位の承継		第14条第3項
神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則(昭和34年神奈川県規則第16号)	第2条	申請手続	第14条第4項	ひとり親家庭等医療現況届
	第7条	地位の承継の届出	第3条	小児ぜん息医療費受給証交付申請
川崎市生活保護法施行細則(昭和47年川崎市規則第66号)	第3条第3項	収入無収入申告 資産申告	第6条第3項	小児ぜん息医療費支給申請
	第30条	徴収金納入の申出	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き
川崎市総合福祉センター条例(平成17年川崎市条例第45号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き	第2条第1項 第4号	指定管理者の指定の手続き
川崎市総合福祉センター条例施行規則(平成17年川崎市規則第121号)	第2条第1項 第4号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第2号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項 第2号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第2号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項 第6号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第6号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項 第7号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第7号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項 第8号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第8号	指定管理者の指定の手続き
	第2条第1項	看護師等修学資金貸与の申請	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き
川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和49年川崎市規則第37号)	第7条第1項	看護師等修学資金に関する届出	第2条第1項 第4号	指定管理者の指定の手続き
	第10条第1項	看護師等修学資金返還債務免除の申請	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
川崎市介護保険条例施行規則(平成12年川崎市規則第57号)	第11条第1項	看護師等修学資金返還猶予の申請	第3条第2項 第2号	指定管理者の指定の手続き
	第13条第1項	利用者負担額減額・免除申請書	第3条第2項 第6号	指定管理者の指定の手続き
	第15条	傷病届	第3条第2項 第7号	指定管理者の指定の手続き
川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)	第21条第2項	介護保険料過誤納金還付請求書	第3条第2項 第8号	指定管理者の指定の手続き
	第7条	小児(乳幼児等)医療証交付申請	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第9条	川崎市小児医療費助成条例施行規則第九条の医療証再交付の届出	第2条第1項 第4号	指定管理者の指定の手続き
	第12条第4項	小児医療(乳幼児等以外)費助成申請	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成4年川崎市規則第17号)	第14条	小児(乳幼児等)医療費助成変更(消滅)届	第3条第2項 第2号	指定管理者の指定の手続き
	第10条	ひとり親家庭等医療証交付申請	第3条第2項 第6号	指定管理者の指定の手続き
	第12条	ひとり親家庭等医療証再交付申請	第3条第2項 第7号	指定管理者の指定の手続き
川崎市ふれあい館条例(昭和63年川崎市条例第23号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き	第2条第1項 第4号	指定管理者の指定の手続き
	第2条第1項 第4号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
川崎市ふれあい館条例施行規則(平成2年川崎市規則第37号)	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第2号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項 第2号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第6号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項 第6号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第7号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項 第7号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第8号	指定管理者の指定の手続き
川崎市黒川青少年野外活動センター条例(平成3年川崎市条例第10号)	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き	第2条第1項 第4号	指定管理者の指定の手続き
川崎市黒川青少年野外活動センター条例施行規則(平成3年教委規則第1号)	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項 第2号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第6号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項 第6号	指定管理者の指定の手続き	第3条第2項 第7号	指定管理者の指定の手続き

	第 3 条第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定 の手續き			第 7 条第 1 項	景観計画区域内に おける行為届出書
川崎市建築行為及び開 発行為に関する総合調 整条例（平成15年川崎 市条例第29号）	第10条第 1 項	事前届出書の提出 等			第 7 条第 5 項	景観計画区域内に おける行為変更届 出書
	第11条第 2 項	構想の概要の揭示			第 9 条第 1 項	景観形成協議会認 定申請書
	第12条	事業概要書の提出			第12条	景観形成協議会変 更届出書
	第13条第 2 項	標識の設置等			第14条第 1 項	都市景観形成地区 内行為届出書
	第17条第 1 項	説明報告書の提出 等			第14条第 3 項	都市景観形成地区 内行為変更届出書
	第18条第 1 項	意見書の提出等			第16条	着手届
	第19条第 1 項	公共施設管理者等 との協議			第17条	中止届
	第21条	承認申請の手續き			第17条	完了届
	第24条第 1 項	対象事業の変更			第18条	景観重要建造物指 定提案書
	第24条第 2 項	対象事業の変更			第20条第 1 項	景観重要建造物現 状変更許可申請書
	第24条第 3 項	対象事業の変更			第22条	景観重要樹木指定 提案書
	第25条第 1 項	対象事業者の変更			第24条第 1 項	景観重要樹木現状 変更許可申請書
	第26条	廃止の届出			第26条	所有者変更届
	第29条	工事の完了の届出			第27条第 1 項	管理協定認可申請 書
	川崎市建築行為及び開 発行為に関する総合調 整条例施行規則（平成 15年川崎市規則第120 号）	第 9 条第 1 項	事前届出書の提出 等			第28条第 1 項
第11条		掲示板の設置の届 出			第35条第 1 項	景観協定認可申請 書
第13条		事業概要書の添付 図書			第36条第 1 項	景観協定変更認可 申請書
第15条		標識の設置等			第36条第 1 項	景観協定廃止認可 申請書
第17条第 2 項		説明報告書の提出 等			第37条第 1 項	景観整備機構指定 申請書
第19条		公共施設管理者等 との協議等			第38条	景観整備機構変更 届出書
第22条		承認申請				
川崎市中高層建築物等 の建築及び開発行為に 係る紛争の調整等に関 する条例（平成 7 年川 崎市条例第48号）	第 9 条第 3 項	標識の設置				
	第11条第 1 項	近隣住民説明報告 書				
川崎市中高層建築物等 の建築及び開発行為に 係る紛争の調整等に関 する条例施行規則（平 成 8 年川崎市規則第10 号）	第 3 条	テレビ電波受信障 害対策の報告		川崎市地区計画の区域 内における建築物等の 形態意匠の制限に関す る条例施行規則（平成 21年川崎市規則第47 号）	第 4 条第 1 項	認定申請書
	第 6 条第 1 項	標識設置の届出				
	第 8 条第 1 項	近隣関係住民説明 等報告書				
	第 9 条第 1 項	建築計画変更届				
川崎市都市計画公聴会 規則（平成12年川崎 市規則第63号）	第 24 条第 3 項	代表者選定届		川崎市建築基準法施行 細則（平成 5 年川崎市 規則第65号）	第16条	建築基準法に基づ く道路の変更、廃 止申請書の申請
	第 6 条	都市計画素案に対 する公述申出				
地区まちづくり育成条 例施行規則（平成22年 川崎市規則第49号）	第26条第 3 項	協議対象行為届出 書			第17条	開発区域内等の私 道の変更、廃止届 の申請
	第 4 条の 2 第 1 項	事前協議申出書				
川崎市都市景観条例施 行規則（平成 7 年川崎 市規則第42号）	第 4 条の 3	事前協議終了申出 書				

	第20条第3項	川崎市建築基準条例第6条第2項ただし書き許可申請 興行場等の制限の緩和に係る認定申請		第27条	緑の保全及び緑化の推進に関する施策に係る申出書
川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則（平成16年川崎市規則第78号）	第3条	斜面地条例に基づく確認申請	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第123号）	第30条の2第1項	自然的環境保全配慮書
	第9条	斜面地条例に基づく計画変更確認申請		第9条	緑の保全地域内行為届
	第12条	斜面地条例に基づく計画変更確認申請		第10条	住所等変更届
	第13条	斜面地条例に基づく完了検査申請		第11条	承継の届出
川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年川崎市規則第103号）	第4条	整備基準適合証交付請求		第13条	緑の保全地域内行為完了（廃止）届
	第6条	指定施設新築等（変更）事前協議		第18条	保存樹木等伐採（移植）届
	第11条	指定施設適合状況報告書		第19条	地域緑化推進計画案認定申請書
	第13条	許可申請		第21条	緑の保全及び緑化の推進に関する施策に係る申出書
川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）	第3条第2項	公園内行為		第21条の2第1項	自然的環境保全配慮書
	第3条第3項	公園内行為の変更		第21条の2第2項	自然的環境保全配慮書
	第9条	公園施設の設置又は管理の許可	第21条の2第3項	自然的環境保全配慮書	
	第14条	公園内占用	第22条第2項	開発事業等の計画に関する事前（変更）協議書（緑化協議）	
	第18条の2第2号	指定管理者の指定の手続き	川崎市風致地区条例施行規則（昭和47年川崎市規則第81号）	第2条第1項	風致地区内行為（行為変更）許可申請書
川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号）	第2条	公園内行為		第4条第2項	風致地区内行為協議申出書
	第5条	有料施設の利用		第5条第2項	風致地区内行為通知書
	第7条	公園施設の設置又は管理の許可		第6条第1項	風致地区内行為許可承継届
	第11条	公園施設設置又は管理の休止		第6条第2項	風致地区内行為許可承継承認申請書
	第12条	公園内占用		第7条第1項	住所（氏名）異動届（風致地区）
	第13条	公園内占用		第8条第1項	風致地区内行為完了（廃止）届
	第14条の2第1項第4号	指定管理者の指定の手続き		川崎市墓地条例（昭和31年川崎市条例第5号）	第1条の2第2項
	第14条の3第2項	指定管理者の指定の手続き	川崎市墓地条例施行規則（昭和31年川崎市規則第7号）		第1条の2第2項
	第14条の3第2項第2号	指定管理者の指定の手続き		第1条の3第2項	指定管理者の指定の手続き
	第14条の3第2項第6号	指定管理者の指定の手続き		第1条の3第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
第14条の3第2項第7号	指定管理者の指定の手続き	第1条の3第2項第6号		指定管理者の指定の手続き	
第14条の3第2項第8号	指定管理者の指定の手続き				
川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号）	第11条	緑の保全地域内行為届			

	第 1 条の 3 第 2 項第 7 号	指定管理者の指定の手続き	川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例(平成17年川崎市規則第19号)	第10条	自転車等駐車場の設置等の届出
	第 1 条の 3 第 2 項第 8 号	指定管理者の指定の手続き			
川崎市霊堂条例(昭和40年川崎市条例第15号)	第 1 条の 2 第 2 項	指定管理者の指定の手続き	川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例施行規則(平成17年川崎市規則第52号)	第 3 条第 1 項 第 3 条第 2 項 第 3 条第 3 項	設置の届出等 設置の届出等 設置の届出等
川崎市霊堂条例施行規則(昭和40年川崎市規則第40号)	第 1 条の 2 第 2 項	指定管理者の指定の手続き		第 4 条 第 5 条	工事完了の届出 施設譲受けの届出
	第 1 条の 3 第 2 項	指定管理者の指定の手続き	川崎市入港料条例(昭和51年川崎市条例第54号)	第 4 条	入港の届出
	第 1 条の 3 第 2 項第 2 号	指定管理者の指定の手続き	川崎市入港料条例施行規則(昭和51年川崎市規則第116号)	第 4 条第 2 項	入港料の減免申請
	第 1 条の 3 第 2 項第 6 号	指定管理者の指定の手続き	川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)	第 2 条の 2 第 2 項	指定管理者の指定の手続き
	第 1 条の 3 第 2 項第 7 号	指定管理者の指定の手続き	川崎市港湾施設条例施行規則(昭和32年川崎市条例第31号)	第 1 条の 2 第 4 号 第 1 条の 3 第 2 項 第 1 条の 3 第 2 項第 2 号 第 1 条の 3 第 2 項第 6 号 第 1 条の 3 第 2 項第 7 号 第 1 条の 3 第 2 項第 8 号	指定管理者の指定の手続き 指定管理者の指定の手続き 指定管理者の指定の手続き 指定管理者の指定の手続き 指定管理者の指定の手続き 指定管理者の指定の手続き
	第 1 条の 3 第 2 項第 8 号	指定管理者の指定の手続き		第 1 条の 7 第 1 項第 1 号 第 1 条の 7 第 1 項第 3 号 第 1 条の 7 第 1 項第 6 号	係船岸壁、棧橋及び物揚場の利用許可の申請 上屋及び荷さばき地の利用許可の申請 船舶給水設備の利用許可の申請
川崎市道路占用規則(平成 3 年川崎市規則第33号)	第 2 条	道路占用申請		第13条の 2 第16条の 3 第 2 項	係船岸壁、棧橋及び物揚場の利用終了の届出 上屋及び一般利用荷さばき地の利用完了の届出
	第13条	道路占用名義変更届			
川崎市駅前広場占用規則(昭和56年川崎市規則第59号)	第 3 条第 1 項	駅前広場占用申請	川崎市港湾振興会館条例(平成 3 年川崎市条例第34号)	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き
川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第 6 号)	第 5 条第 2 項	利用承認申請	川崎市港湾振興会館条例施行規則(平成 4 年川崎市規則第21号)	第 3 条第 2 項 第 3 条第 2 項 第 3 条第 2 項 第 3 条第 2 項 第 3 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き 指定管理者の指定の手続き 指定管理者の指定の手続き 指定管理者の指定の手続き 指定管理者の指定の手続き
川崎市屋外広告物条例施行規則(昭和47年川崎市規則第80号)	第 2 条	屋外広告物許可申請			
	第 5 条第 1 項	屋外広告物完了届			
	第 7 条第 3 項	屋外広告物除却届			
土地境界確定等取扱規則(昭和27年川崎市規則第10号)	第 3 条	土地境界確定等申請			
	第16条	土地境界確定図交付申請			
	第17条	土地境界承諾書交付申請			
川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第 4 号)	第16条第 2 項	指定管理者の指定の手続き			
川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(昭和62年川崎市規則第77号)	第14条第 1 項第 4 号	指定管理者の指定の手続き			
	第15条第 2 項	指定管理者の指定の手続き			
	第15条第 2 項第 2 号	指定管理者の指定の手続き			
	第15条第 2 項第 6 号	指定管理者の指定の手続き			
	第15条第 2 項第 7 号	指定管理者の指定の手続き			
	第15条第 2 項第 8 号	指定管理者の指定の手続き			

	第3条第2項 8号	指定管理者の指定 の手續き
川崎市港湾振興会館条 例施行規則(平成4年 川崎市規則第21号)	第8条第1項	会議室及び研修室、 体育室、テニス コート、ビーチバ レー場の利用許可 の申請
川崎市有馬・野川生涯 学習支援施設条例(平 成20年川崎市条例第34 号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
	第4条第2項	指定管理者の指定 の手續き

川崎市告示第188号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、
第6条の規定により行う令和5年度定期予防接種(イン
フルエンザを除く。)については、別表に掲げる場所で
当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令
第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

施設名	住所1	住所2
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2 -1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13 -1	
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24 -15	
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2 -13-13	
青山クリニック	川崎市川崎区伊勢町25-3	
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4 -7	堀井ビル3F
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9 -10	
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14 -4	
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	福利厚生セン ター2F
飯塚医院	川崎市川崎区京町2-14 -2	
いしいクリニック乳腺外科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10FB
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
川崎大師いしまる内科クリ ニック	川崎市川崎区観音2-10 -6	第3忠ぶねビル 1F
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5 -22	
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2 -10	第2園ビル
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4 -12	
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14 -6	マーズエル川崎 3階・4階
川崎おおつか内科・消化器 内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
港町こどもクリニック	川崎市川崎区港町5-2 -103	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	

川崎小児科・内科	川崎市川崎区駅前本町14 -1	DKビル2F
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2 -1-1	
かめだこどもクリニック	川崎市川崎区池田2-4-5	
ルナレディースクリニック	川崎市川崎区駅前本町3 -1	NMF川崎東口 ビルB1F
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28 -15	
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15 -6	神和ビル
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9 -11	
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8 -17	
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21 -2	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	ラヴィーレ浜川 崎1階
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26 -1	アトレ川崎8F
後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16 -16	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9 -11	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3	2階
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビル ディング6.7.8階
柴田医院	川崎市川崎区浅田3-10 -12	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6 -15	
川崎すずき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15 -4	ESTA BUILDING 3階
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3 -1	コーナン小田栄 店2階
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15 -17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24 -4	セゾール川崎京 町ハイライズ 111
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1 -10	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2 -3	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3 階
港町つばさクリニック	川崎市川崎区港町5-2	リヴァリエB棟 104号
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11 -20	加瀬ビル133 4階
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16 -1	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19 -15	
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12 -1	川崎駅前タワ ーリパーク6F
松田内科医院	川崎市川崎区堀之内10 -24	
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町5 -2	大星川崎ビル6 F
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
川崎セツメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5 -14	

川崎駅ふみレディースクリニック	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎 2階	関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
村山整形外科	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ 川崎大師表参道 2F	第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
森田クリニック	川崎市川崎区大島5-10-5		関口医院	川崎市幸区古市場1-21	
安士医院	川崎市川崎区浜町1-22-6		高取内科医院	川崎市幸区矢上13-6	
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタビルディング7F	高橋クリニック	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19		メディ在宅クリニック	川崎市幸区矢上2-7	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5		南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール 2F
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6		たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野 1F
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6		いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	川崎クリスチャンセンター 1F
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16		たつのこどもクリニック	川崎市幸区下平間359	レオナV
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1-1F		スキップこどもアレルギークリニック	川崎市幸区北加瀬2-11-3	コトニアガーデン新川崎
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13		ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13		中村クリニック泌尿器科	川崎市幸区大宮町1310	ミューザ川崎 227
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20		川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15	新川崎ロイヤルパレス 1F-B
さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎	中村整形外科	川崎市幸区古市場1-21	
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6		南武医院	川崎市幸区下平間205	
いしいアレルギークどもクリニック	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル 4F	あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル 1階
石永医院	川崎市幸区下平間130		橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F		はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル 3F
うちやま南加瀬クリニック内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル 2階	ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館 2F	けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル 3F
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟217	ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
おさないクリニック	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル 4F	田中小児科医院	川崎市幸区塚越2-217	
柘原医院	川崎市幸区小倉3-23-4		川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号	まつくら整形外科	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F	
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2		まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール 3F
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14		松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2		まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオナⅢ 2F
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1		ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎 5F
川崎りウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミューザ川崎 222	みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80		新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
新川崎こびきウイメンズクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル 2F	森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7		さいわい整形外科	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス 1F
こんどうレディース診療所	川崎市幸区大宮町2-8	イクス川崎ザタワー 1-A	ミューザ川崎こどもクリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミューザ川崎 2F
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1		横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル 4F
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21		米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	川崎市幸区鹿島田1-4-3	CLASSIMO-BLD.	京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2-5	
三條医院	川崎市幸区幸町2-697		日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール 3階	川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1		関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオナV201	回生医院	川崎市中原区新城中町2-10	
			あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	
			綾部内科クリニック	川崎市中原区木月1-23-7	
			荒田内科クリニック	川崎市中原区新丸子町747	グランイーサ新丸子Ⅱ 1F

有田こどもクリニック	川崎市中原区井田中ノ町 33-5		武蔵小杉整形外科	川崎市中原区小杉町1 -403	武蔵小杉タワー ブレイス 2F
武蔵小杉レディースクリ ニック	川崎市中原区新丸子東3 -1302	ららテラス武蔵 小杉 4階452号	さかい医院	川崎市中原区今井南町9 -34	
新丸子皮膚科・アレルギー 科クリニック	川崎市中原区新丸子町748 1F		さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12 -1	
どうどう小児科・アレル ギー科	川崎市中原区新丸子東3 -1302	ららテラス武蔵 小杉 4F	さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36 -3	
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1 -15-33		さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8 -6	ブリースト武蔵 小杉 1F
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14 -23	アドヴァンスス クエア武蔵新城 1F	住吉診療所	川崎市中原区木月3-7-3	
内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101	澤口内科クリニック	川崎市中原区木月祇園町 14-16	グランリビオ元 住吉116
宇藤内科医院	川崎市中原区荻宿24-37		こすぎレディースクリニッ ク	川崎市中原区小杉町3 -1501-1	セントア武蔵小 杉A棟305B
江島整形外科クリニック	川崎市中原区木月祇園町 14-16-115		武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1 -38	キューブルⅢ 101
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734 -1	アベニオ新丸子 1F	柴崎整形外科	川崎市中原区小杉町1 -529-15	
武蔵小杉森のこどもクリ ニック小児科・皮膚科	川崎市中原区小杉町2 -228-1	パークシティ武 蔵小杉ザガーデ ンタワーズウエ スト	鳥脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町 29-10	
大迫内科クリニック	川崎市中原区新城2-15 -2		しまだ小児クリニック	川崎市中原区上小田中2 -42-22	スターネスト 1 F
元住吉こころみクリニック	川崎市中原区木月1-28 -5	メディカルプラ ザD元住吉 3F	清水医院	川崎市中原区今井仲町12 -12	
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21 -35-102	ルミエール南Ⅱ 1階A	神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2 -1-31	中原クリニック ビル 1F
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1 -26-1	ハイムチェリー B101	むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3 -1302	ららテラス武蔵 小杉 4階
武蔵小杉おさだ内科	川崎市中原区市ノ坪449 -3		とまり木ウイメンズクリ ニック 武蔵小杉	川崎市中原区小杉町3 -441-1	
前田医院	川崎市中原区新丸子町765		すずき耳鼻咽喉科クリニッ ク	川崎市中原区井田1-36 -3	
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4 -8		すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3 -31-1	フェニックス コート 1F
もとすみ内科・胃腸内科ク リニック	川崎市中原区木月1-33 -15	進栄ビル 1階	春原内科クリニック	川崎市中原区新城3-2 -13	
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3 -441-1	エントピア安藤 2F	中原こどもクリニック	川崎市中原区下小田中1 -1-6	ミル・プランタ ン 3e 1F
平間クリニック	川崎市中原区中丸子589 -11		コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2 -228-1 W3	
亀谷内科クリニック	川崎市中原区中丸子361		さくらクリニック武蔵小杉 内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3 -1100-14	フーディアム武 蔵小杉 2F
かわいクリニック武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767 -2	氏橋ビル 3階B 区画	たかはし内科	川崎市中原区下小田中1 -3-6	JOJビル 1F
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4 -4	ハルセン武蔵小 杉 1F	元住吉クリニック	川崎市中原区木月2-12 -18	
菊岡内科医院	川崎市中原区田尻町35		田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10 -18	
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中原区新丸子東3 -946-3	MKファースト ビル 1F	田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1 -774	
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3 -30-3		たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12 -14	柳田ビル 1F
北村医院	川崎市中原区木月2-14 -6		だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3 -23-34	メディ中原ビル 3F
はぐくみ母子クリニック元 住吉	川崎市中原区木月1-24 -27		塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1 -529	STEPS- 3 1 F
やまと診療所武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カインド玉川 3 階	つちや内科・循環器内科	川崎市中原区上小田中5 -2-7	クレシア武蔵中 原 1F
久保田クリニック	川崎市中原区木月祇園町 15-1		ポプラメディカルクリニッ ク	川崎市中原区上小田中3 -29-2	ザ・クレストシ ティパークコー ト 1F
元住吉くろさき呼吸器内科 クリニック	川崎市中原区木月1-33 -15	進栄ビル 1F	小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2 -88	
はぐくみ母子クリニック	川崎市中原区下小田中3 -33-5		土井小児科医院	川崎市中原区上平間1149 -1	
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイ ツ I 101	徳植医院	川崎市中原区木月1-2 -24	
新城女性のクリニック	川崎市中原区上新城2-11 -29 4階				
小林医院	川崎市中原区北谷町31				

豊崎医院	川崎市中原区木月1-31-10		はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルテュー ル小杉1階
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747		ハウズクリニック渡辺内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36		渡辺こども診療所	川崎市中原区新丸子東1-788	
中島医院	川崎市中原区新城3-5-1		虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
中橋メディカルクリニック	川崎市中原区北谷町51-9		総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2		帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	
二宮内科小児科クリニック	川崎市中原区北谷町693		片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	
野口クリニック	川崎市中原区西加瀬16-10	メディカルブレ イス元住吉	新城・新作こどもクリニッ ク	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83		いずみ泌尿器科皮フ科	川崎市高津区千年301-1	グランドコスモ 千歳203
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3	2F・2	溝の口クリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニ オンビルⅡ2F
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25 3F		にし医院	川崎市高津区上作延1-20-20	
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	新丸子東口ビル 1F	伊藤医院	川崎市高津区久未1894	
ひまわり小児科	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小 杉A棟3F	溝の口慶友クリニック	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口 ビル4F
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メデ ィカルビル2F	高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
ほしおか内科・消化器内科 クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5		内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエ ア1F
元住吉レディースクリニッ ク	川崎市中原区木月1-30-17		優ウィメンズクリニック	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4 F
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニッ クビル2F	大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F	千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441		おかの小児科・アレルギー 科	川崎市高津区久本3-2-1	ウエルタワー1 F
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F	かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
宮尾クリニック	川崎市中原区木月1-6-14		かわかみ小児科クリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニッ クモール2F
みやぎ内科クリニック	川崎市中原区木月3-25-10		久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
宮崎医院	川崎市中原区新城3-13-8		みぞのくちユース&ウイメ ンズクリニック	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フラワー メディカルモ ール3F
わかばこどもクリニック	川崎市中原区西加瀬17-8	エクセレント ビュー元住吉1 F	北浜こどもクリニック	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
こすぎ駅前クリニック	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F	桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
新丸子ペインクリニック内 科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィス AN101号室	国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小 杉A棟1階	二子新地ひかりこどもクリ ニッ ク	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1 F
こすぎ小児科	川崎市中原区小杉町3-249-2	クレアホームズ 武蔵小杉101	レディースクリニック溝の 口	川崎市高津区久本3-3-3	ザ・344ビル203
毛利医院	川崎市中原区木月3-5-33		木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3	
もくほ内科クリニック	川崎市中原区木月住吉町2-25	エバビル2 4 階	プレステケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興・2 3階
キャップスクリニック 武蔵 小杉	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティタワー武 蔵小杉	久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1		猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	猿谷ビル1F
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3		野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリ ア野川1F
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-201		しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニッ クモール1F
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39		鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
こすぎ皮ふ科	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・ 2階	洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	

住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマヤ栄橋ビル 2F	宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル 1 階	三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店 2F
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル 3F	村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5	新川屋センタービル 2 階
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F		もぎたて耳鼻咽喉科	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル 4 階401
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイビー溝の口ビル 2F	森クリニック	川崎市高津区久末9-1	
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平壺番館 101	二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号	山本整形外科医院	川崎市高津区末長1-8-20	
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18		山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4		津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1		渡辺クリニック	川崎市高津区下作延2-9-10	
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟 1F	登戸プライマリケアクリニック	川崎市多摩区登戸1856-10	松鷹ビル101号
KSPクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	KSPビル西503	あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	
つるや内科クリニック	川崎市高津区久本1-6-5		稲田堤メディカルクリニック	川崎市多摩区菅2-15-5	
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	ヴェルヴェ溝の口 1F	五十嵐レディースクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田クリニックモール 1F
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷 2F	中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL 6F	池田小児科医院	川崎市多摩区中野島3-15-15	
Sunnyこどもクリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷モール 7F	多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	
成宮医院	川崎市高津区東野川1-17-5		大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
あおば内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8		南生田レディースクリニック	川崎市多摩区南生田7-20-21	
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口 1F	石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セ・ウィステリア 1F
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-4-6	溝口鈴木歯科ビル 2F	石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セルシオITO
ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9		伊藤耳鼻咽喉科クリニック	川崎市多摩区西生田3-9-3	クレール読売ランド前202 ~ 203
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	高津ゆうあいメディカルモール 1F	あいクリニック産婦人科・小児科	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	梶ヶ谷Jビル 1F	えがわ療育クリニック	川崎市多摩区登戸2256	Jeune feuillage 1F
千年ファミリークリニック	川崎市高津区千年637-4	グランドウールチトセ 1 階	大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟 2F	中野島糖尿病クリニック	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA 2F
高津駅前はら内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F		稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212		多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エニービル 1F
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3		桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ 1F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル I 3F	岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川 2F	登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
ひっぽこどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店 2F	あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1101	
くじこどもクリニック	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア 2F	かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12		向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル 3F・4F
			久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
			のほりとキッズクリニック	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マーレ 3F

公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	アムクレスト 向ヶ丘1階	登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 4F
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンヴァ レー松澤207	南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11 -8	
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101	たまこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2948-6	
中野島北口コガワクリニ ック	川崎市多摩区中野島6-26 -2	F&Fハイム2F	原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16 -24	
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33 -9-1F		藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14 -37	
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24		すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
向ヶ丘胃腸・肛門クリニ ック	川崎市多摩区登戸2662-1	プラザ向ヶ丘遊 園3F	ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1 -5	
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸 301	前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1 -27	
清水小児科クリニック	川崎市多摩区菅6-13-20		牧野クリニック	川崎市多摩区中野島3-27 -34	バードタウン7 番館1F
稲田堤駅前脳神経外科内科 クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1 -17-28-201		稲田登戸クリニック	川崎市多摩区菅北浦4-3 -1	オークヒルズ 101号
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー 向ヶ丘遊園208	まつもと小児クリニック	川崎市多摩区菅1-2-31	プラザクリエイト 2F
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン 向ヶ丘2階	水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9 -26	ミノルビル2F
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101 号	在宅療養支援クリニックか えでの風たま・かわさき	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイスイズミ 106号室
鈴木産婦人科	川崎市多摩区登戸3355		みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17 -15	マスタグエレメン トビル3階
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188		本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1 -6	
バルズレディースクリニ ック	川崎市多摩区登戸3351 -203		やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	古谷ビル3F
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20 -2		きつとスマイルこどもクリ ニック	川崎市多摩区南生田4-6 -6	
読売ランド前すわクリニ ック	川崎市多摩区西生田1-8 -1-102		渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビル207
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1 階	有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10 -7	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14		あおやぎ内科循環器クリ ニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9 -1		宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1 -30	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13 -8	中野島駅前メ ディカルヴィ レッジA101	ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2 -20	イズミール103 号
たけもとレディースクリ ニック	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ 登戸302号室	鷺沼人工腎臓石川クリニ ック	川崎市宮前区鷺沼1-10 -3	
たけやま呼吸器・内科クリ ニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メディカルプレ イスタナカ3F	さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18 -1	プレール鷺沼 ヴェルエスタ 203
つじ内科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1 -5		なないろこどもとアレレ ギーのクリニック	川崎市宮前区有馬5-17 -21	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12 -2		いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	
てづか内科・循環器クリ ニック	川崎市多摩区菅1-5-12	エピソード稲田 堤1A	宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14 -23	
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11 -25		春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18 -10	フレンドベース 3F
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸 101,201号室	宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15 -2	
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200		いのうえクリニック	川崎市宮前区宮崎5-14 -2	
中込内科クリニック	川崎市多摩区生田7-2 -13	SKビル2F	潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7	グリーンヒルズ 潮見台103
登戸なかたに消化器・糖尿 病内科	川崎市多摩区登戸2565-1		鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20 -1	アン・ビジネス パーク601・602 号室
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサピノ1F	鷺沼産婦人科	川崎市宮前区鷺沼3-5 -17	
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358 -1		宮前平グリーンハイツ診療 所	川崎市宮前区けやき平1 -16-209	
なかむらこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 4F 401	おおたけファミリークリ ニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニック ガーデン2F
西根医院	川崎市多摩区栞形1-8 -38		大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8 -34	
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニーサイド 202			

神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26		福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	第一ケーエービル 1F 2F	小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3	Saginuma Dento Hills101	北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階		宮崎台耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-8	トラベズ宮崎台 2F
キッズクリニック鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-18-10		さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼 1階
かねこクリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13		本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル 1F	馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15		丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6		三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平 201
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4		ニコットこどもクリニック	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・パッサハ 1階
川原小児科	川崎市宮前区馬絹1-1-41		みよしこどもクリニック	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平パームハウスB-115
川本整形外科	川崎市宮前区宮前平2-1-3		むとう小児科クリニック	川崎市宮前区土橋3-2-17	
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7		村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2		もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1	宮崎台メディカルプラザA-2	本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1	
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	東急宮前平ショッピングパーク 2F	森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13		やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルベルディア 1F
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201		山口整形外科	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース 4階
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平 3F	宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド 3F
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2		さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2	第二隆祥ビル 3階
菅野耳鼻咽喉科	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル 1F	山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール 3F	クリニックのびのびキッズピア	川崎市宮前区宮前平2-15-3	ダイチビル201
すずか小児科・皮ふ科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルディア 2F	鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1		田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	カーサエステレーヤ 1F
おおば内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥ・エ・アコルデ204	麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台 1F	川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1		新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10		麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ 2F	たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
こども元気！内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17		柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30		川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1-301		はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジ A棟- 1F
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17		池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	新百合ヶ丘駅前ビル 4階405区画
根岸耳鼻咽喉科医院	川崎市宮前区宮前平2-1-5		ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5		新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル 4F

いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1		にもり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12		たくこどもクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-18	泰平ビル柿生201
いばらきレディースクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジ C棟-2F	林整形外科	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204		新ゆり山手通りこどもクリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ドウェルイナリヤマ1F	ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1		新百合山手福本内科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル206
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1		藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21		ふるたクリニック	川崎市麻生区百合丘1-19-2	司生堂ビル1階
すこやかこどもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンヒルズ白鳥1-B	堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘101	あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	
光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103	百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-7-1F	
おばた小児クリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイプラザ1-A	ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
にじいろ子どもクリニック	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F	百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3		百合丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
きむら内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-14-6		みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ピアシティ晃和1F
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10		光永医院	川崎市麻生区百合丘1-2-2	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10		みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10		ニコニコこどもクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジ C棟-1F
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1階B	キウイファミリークリニック	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1階	耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1		吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
しもやまこどもクリニック	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル1F	米田胃腸科外科医院	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10		新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F	渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8		聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6		川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8		聖マリアンナ医科大学東横病院	川崎市中原区小杉町3-435	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F	たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202				
新ゆり武内クリニック	川崎市麻生区上麻生1-3-5				
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5				
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1-119				
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7				
百合丘外科産婦人科	川崎市麻生区百合丘1-14-6				

川崎市告示第189号

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)第8条第1項の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

1 契約書まちづくり局総務部庶務課専用市長印

(1) 使用開始日 令和5年4月1日

- (2) 一般公印 ひな形番号 40の4
- (3) 書体 てん書
- (4) 寸法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 まちづくり局総務部庶務課
1個
- (6) 印影



2 契約書まちづくり局総務部庶務課専用市長職務代理者印

- (1) 使用開始日 令和5年4月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 40の5
- (3) 書体 てん書
- (4) 寸法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 まちづくり局総務部庶務課
1個
- (6) 印影



川崎市告示第190号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次の者に指定したので、告示します。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定納付受託者の所在地及び名称
 - 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
 - 名称 Pay Pay株式会社
 - 代表者 代表取締役 中山 一郎
 - 所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号
 - 名称 LINE Pay株式会社
 - 代表者 代表取締役 前田 貴司
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
電子マネー収納を利用して納付する市税等
- 3 指定納付受託者の指定期間
令和5年3月31日から令和8年3月31日まで

公 告

川崎市公告第615号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月17日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 督促状等に係る電算印字、カット、製本及び封入封緘業務（4月～7月分）
- (2) 履行場所 川崎市指定場所
- (3) 履行期間 令和5年4月3日から令和5年7月31日まで
- (4) 業務概要 督促状等を作成するための帳票もしくはデータの引渡しを受け、データの場合は各帳票に電算印字し、裁断、製本及び封入封緘を行う。また、引抜きデータの引渡しを受け、引抜き作業を行う。
引抜き作業まで終えた督促状等を川崎港郵便局へ配送または、配送先別に分類し各市税事務所納税課及び市税分室へ配送する。
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の規格を取得していること。
- (4) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種99「その他業務」、種目10「封入・封緘業務」で登録が予定されていること（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）。
- (5) 本市又は他官公庁において、過去5年以内に本業務と同様の内容かつ同規模以上の業務受託実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル5階
財政局税務部税制課 担当：寺澤・中田

電 話：044-200-2190 (直通)
 F A X：044-200-3906
 E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和 5 年 3 月 17 日(金)から令和 5 年 3 月 22 日(水)まで
 (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(3) 提出物

- ア 競争入札参加申込書
 - イ 上記 2(3)を証明する書類の写し
 - ウ 上記 2(5)を証明する契約書等の写し
- 上記イ及びウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) 仕様書

仕様書は上記 3(1)の場所において、上記 3(2)の期間で縦覧に供します。

(6) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、入札説明会は開催しません。

(1) 交付場所

上記 3(1)に同じ。

(2) 交付日時

令和 5 年 3 月 24 日(金)

(3) その他

入札説明書は 3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006
 川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9
 川崎御幸ビル 8 階
 財政局収納対策部収納対策課 担当：太田
 電 話：044-200-1323 (直通)
 F A X：044-200-3909

E-mail：23syunou@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和 5 年 3 月 24 日(金)から令和 5 年 3 月 28 日(水)午後 5 時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を上記 5(1)担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和 5 年 3 月 29 日(水)午後 5 時までに、競争入札参加資格があると認めた者全者宛てに F A X または電子メールにて送信します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用や帳票運搬費用等、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和 5 年 3 月 31 日(金) 午後 2 時

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9
 川崎御幸ビル 5 階 第 1 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記 7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記 7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川

崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

川崎市公告第616号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和 5 年 3 月 17 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 業務名

川崎市公園緑地等の維持管理のあり方検討業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日まで

3 履行場所

川崎市内

4 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、本市の緑の価値を高め、公園緑地等の総合的かつ計画的な維持管理を実現し、持続可能な維持管理の充実を図るため、適正な維持管理水準等について検討を行うことを目的とする。

(2) 主な業務内容

ア 業務計画書作成

イ 公園緑地の標準モデルの設定

ウ 樹木剪定等による効果測定調査

エ 維持管理水準の検討

オ 各種会議等の資料作成

カ 成果品のとりまとめ

キ 打合せ協議

(3) 事業委託料(参考)

事業委託料は、次の金額を上限とする。

16,500,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

5 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和 5・6 年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサル」、種目「造園」に登録予定であること

(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること

(5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課維持担当 舞木、坂上

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号

川崎駅前タワーリパーク17階

電話 044-200-2960(直通)

FAX 044-200-3973

電子メール 53mihoze@city.kawasaki.jp

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時(閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。)

7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、参加意向申出書(様式 1)及び質問書(様式 2)の様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和 5 年 3 月 22 日(水)

8 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により 1 部を提出

(1) 提出期間

令和 5 年 3 月 22 日(水)から令和 5 年 3 月 27 日(月)まで(郵送の場合は令和 5 年 3 月 27 日(月)必着)

※受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

- (2) 提出場所
「6 担当部局」のとおり
- (3) 提出書類
参加意向申出書（様式 1）
- (4) その他
参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。

9 質問書の受付・回答

- (1) 受付方法
質問書（様式 2）に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付
- (2) 受付期間
令和 5 年 3 月 29 日(水)から令和 5 年 4 月 5 日(水)午後 5 時まで
- (3) 回答方法
令和 5 年 4 月 12 日(水)までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

10 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出

- (1) 提出期限
令和 5 年 4 月 19 日(水)
(郵送の場合は令和 5 年 4 月 19 日(水)までに必着)
※受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時
(閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。)
- (2) 提出場所
「6 担当部局」のとおり
- (3) 提出書類（任意様式）
- ア 企画提案書
20ページ以内とする。
 - イ 実施体制及び配置予定人員
 - ウ 見積書
 - エ 業務実績表
 - オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）
- (4) 留意点
- ア 提出書類は、正本 1 部と副本 9 部をそれぞれ製本（紙フラットファイル等）し、提出
 - イ 用紙は A 4 版の縦もしくは横書きとし（図表等がみにくくなる場合には、A 3 横・三つ折りを含むことも可とする。）、左上 1 か所で綴じること。ページ番号を記載の上、片面印刷で提出すること。
 - ウ 提出された提案書類は返却しない。
 - エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。
 - オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選

定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。

カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

11 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、川崎市公園緑地等の維持管理のあり方検討業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和 5 年 4 月 28 日(金)

※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所第 4 庁舎

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は 3 名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととする。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

(1) 業務目的・内容の理解度

1) 理解度

業務の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。

2) 知識・能力

業務に必要な知識、能力が十分か。

3) 積極性

業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

(2) 業務実施体制

1) 組織体制

業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。

2) スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

(3) 業務の企画力

1) 企画力 - 1

「公園緑地の標準モデルの設定」について、業務目的を十分に踏まえており、かつ、一般的に理解しやすい内容を提案できているか。

2) 企画力 - 2

「維持管理水準の検討」について、業務目的を十分に踏まえており、かつ、一般的に理解しやすい内容を提案できているか。

3) 実現性 - 1

提案内容に具体性と実現性があるか。

4) 実現性 - 2

業務目的達成のために、具体的な業務のフローが提案され、それが効率的、効果的なものであるか。

5) 資料作成

提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。

(4) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として

選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知 (予定)

令和 5 年 5 月初旬から中旬頃

12 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

13 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とする。
- (4) 契約保証金
川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。
- (5) その他詳細について
詳細については、「川崎市公園緑地等の維持管理のあり方検討業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること

川崎市公告第617号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 20 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ川崎野川店
川崎市高津区野川字東耕地3696番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ケーズホールディングス
代表取締役 平本 忠
茨城県水戸市城南二丁目 7 番 5 号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ケーズデンキ川崎野川店
(変更後) ケーズデンキ川崎野川店
 - (2) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ケーズホールディングス	代表取締役 平本 忠	茨城県水戸市柳町一丁目 13番20号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ケーズホールディングス	代表取締役 平本 忠	茨城県水戸市城南二丁目 7番5号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ケーズホールディングス	代表取締役 平本 忠	茨城県水戸市柳町一丁目 13番20号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ケーズホールディングス	代表取締役 平本 忠	茨城県水戸市城南二丁目 7番5号

4 変更の年月日

- (1) 平成31年 3 月 21 日
- (2) 令和 4 年 8 月 1 日
- (3) 令和 4 年 8 月 1 日

5 変更する理由

- (1) 店舗名称が決定したため
- (2) 住所変更のため
- (3) 住所変更のため

6 届出の年月日

- 令和 5 年 3 月 17 日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
 経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業
 振興担当
 (川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
 令和 5 年 3 月 20 日から令和 5 年 7 月 20 日の午前 8 時
 30 分から午後 5 時まで。ただし、土曜日及び日曜日、
 休日を除く。
- 9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店
 舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のた
 めに配慮すべき事項について意見を有する者は、当該
 公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出
 によりこれを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 令和 5 年 7 月 20 日
 経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業
 振興担当

川崎市公告第618号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条
 第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出が
 なされたので、同法第6条第3項の規定において準用す
 る同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。
 令和 5 年 3 月 20 日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 川崎ルフロン
 川崎市川崎区日進町 1 番 11、12、16、19
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住
 所並びに法人にあっては代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社
 代表取締役 長島 巖
 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は
 名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

No.	氏名又は名称	代表者	住所	備考
1	株式会社オン ワードパーソ ナルスタイル	代表取締役 関口 猛	東京都港区海 岸三丁目14番 21号	退店
2	株式会社パイ ンフィールド ジャパン	代表取締役 松野 義博	神奈川県横浜 市西区みなと みらい四丁目 7番1-3016 号	退店
3	-	-	-	空き区画

他計29者
 (変更後)

No.	氏名又は名称	代表者	住所	備考
1	富士コンタク ト株式会社	代表取締役 甲斐 龍一	東京都豊島区 東池袋一丁目 41番7号	入店
2	株式会社ベリ テ	代表取締役 ジャベリ・ アルパン・ キルティク マール	神奈川県横浜 市神奈川区鶴 屋町三丁目33 番8号	入店
3	株式会社トー シン	代表取締役 宮本 達也	北海道帯広市 西六条南四十 丁目3番3号	入店

他計30者

- 4 変更の年月日
 令和 4 年 10 月 8 日 他
- 5 変更する理由
 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によ
 るもの
- 6 届出の年月日
 令和 5 年 3 月 17 日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
 経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業
 振興担当
 (川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
 令和 5 年 3 月 20 日から令和 5 年 7 月 20 日の午前 8 時
 30 分から午後 5 時まで。ただし、土曜日及び日曜日、
 休日を除く。
- 9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店
 舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のた
 めに配慮すべき事項について意見を有する者は、当該
 公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出
 によりこれを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 令和 5 年 7 月 20 日
 経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業
 振興担当

川崎市公告第619号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第
 5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審
 査課に備えて縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 20 日

川崎市長 福田 紀 彦

建造主 住所・氏名	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目21番地 9 三善ビル 3 階 株式会社 フレックスホーム 代表取締役 金沢 裕矢		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区平六丁目383番 1 の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	22.08メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第217号	指定年月日	令和 5 年 3 月 20 日	

川崎市公告第620号

川崎市中小企業DXモデル開発支援事業業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 22 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件 名 川崎市中小企業DXモデル開発支援事業業務委託

(2) 業務事項

- ア 中小企業DXモデル開発支援事業の事務局運営
- イ 市内中小企業等への専門家派遣による個別支援
- ウ 支援対象者の募集及び事業の広報

(3) 委託期間 契約日～令和 6 年 3 月 19 日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務に関するノウハウや他官公庁等における実績がある者
- (2) 法人格を有する者又は、複数の法人による共同企業体。共同企業体として応募する場合には、その構成員全員が応募資格を要すること。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「川崎市中小企業DXモデル開発支援事業業務委託共同企業体取扱要綱」で確認すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (4) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することの

ない者

(8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための選定基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 取組意欲・積極性
- (5) 提案内容の実行可能性
- (6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11- 2
川崎フロンティアビル10階
電 話（直通） 044-200-3722 FAX 044-200-3920
メールアドレス 28keiei@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

(1) 配付期間 令和 5 年 3 月 22 日(水)～令和 5 年 3 月 29 日(水)
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

(2) 受付場所 4 の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

(1) 受付期間 令和 5 年 3 月 22 日(水)～令和 5 年 3 月 29 日(水)
持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（午前 12 時から午後 1 時の間を除く）の間とします。

(2) 受付場所 4 の担当部局と同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送
なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに到着するようにしてください。

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

(1) 受付期間 令和 5 年 3 月 30 日(木)～令和 5 年 4 月 10 日(月)

持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（午前 12 時から午後 1 時の間を除く）の間とします。

(2) 受付場所 4 の担当部局と同じ

(3) 提出書類 企画提案書（7 部）、見積書（7 部）、会社概要（7 部）

(4) 提出方法 持参又は郵送
なお、郵送による場合は、書留郵便と

し、期限までに到着するようにしてください。

- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4の担当部局と同じ
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 業務規模概算額 16,569,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とする

- (3) その他
- ア 審査結果の発表は令和5年4月14日(金)を予定しています
- イ 詳細については、川崎市中小企業DXモデル開発支援事業業務委託に係る公募型企画提案実施要領、仕様書を参照すること

川崎市公告第621号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和5年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	一般県道上麻生連光寺舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市麻生区栗木台2丁目10番地先
	履行期間	契約の日から120日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(9) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(11) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(12) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年4月5日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名	岡上跨線橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所	川崎市麻生区岡上 1 丁目18番地先
	履行期間	契約の日から令和 6 年 3 月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(8) 小田急電鉄株式会社工務部発行の「工事指揮者認定証」を有し、指揮者資格が有効である自社の技術者を専任で配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和 5 年 4 月17日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 3)

競争入札に 付する事項	件 名	御幸歩道橋補修工事
	履行場所	川崎市幸区遠藤町 1 番地先
	履行期間	契約の日から令和 5 年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和 5・6 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 20 点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
------	---

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 5 年 4 月 17 日 13 時 30 分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 4)

競争入札に付する事項	件 名	西生田小学校冷暖房その他設備改修工事
	履行場所	川崎市麻生区細山 2 丁目 2 番 1 号
	履行期間	契約の日から令和 6 年 1 月 31 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p>	

参加資格	<p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和 5・6 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 20 点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 5 年 5 月 10 日 14 時 30 分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 5)

競争入札に付する事項	件 名	富士見中学校冷暖房その他設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区富士見 2 丁目 1 番 2 号
	履行期間	契約の日から令和 6 年 1 月 31 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p>	

参加資格	<p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年5月10日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	大師中学校冷暖房その他設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区大師河原2丁目1番1号
	履行期間	契約の日から令和6年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(6) 令和 5・6 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 20 点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 5 年 5 月 8 日 14 時 30 分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 7)

競争入札に付する事項	件名	宮崎中学校冷暖房その他設備改修工事
	履行場所	川崎市宮前区宮崎 107 番地
	履行期間	契約の日から令和 6 年 1 月 31 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和 5・6 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 20 点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年5月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	三田小学校受変電設備改修その他工事
	履行場所	川崎市多摩区三田3丁目6番地4
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年5月10日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第622号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月23日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度川崎市立田島支援学校桜校福祉車両等
運行業務委託（医療的ケア対応）

(2) 履行場所

川崎市指定場所

(3) 履行期間

令和5年4月10日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

- ア 医療的ケアが必要な児童生徒の特別支援学校への通学に係る福祉車両等の運行業務
- イ 詳細は仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者

3 入札に関する事務を担当する所属

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課
白田担当

電話 044-200-1303

F A X 044-200-2853

4 競争入札参加申込み

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

上記3に同じ。

※「一般競争入札参加資格確認申請書」は、メールによる配布も可能です。希望の場合は担当まで御連絡ください。

(2) 配布・提出期間

令和5年3月23日(木)から令和5年3月28日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時
(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、発送後に必ず担当者宛て電話連絡をしてください。

- 5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付
 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所及び問合せ先
 上記 3 に同じ。
- (2) 交付日時
 令和 5 年 3 月 29 日(水)
 令和 5・6 年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合、電子メールで配信します。
- (3) 入札説明書の交付
 一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、入札説明書を交付します。
 なお、入札説明書は、上記 3 の場所において、令和 5 年 3 月 23 日(木)から令和 5 年 3 月 28 日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。受付時間は、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)縦覧に供します。
- 6 仕様書及び入札に関する問合せ
- (1) 問合せ先
 上記 3 に同じ。
- (2) 受付期間
 令和 5 年 3 月 29 日(水)から令和 5 年 3 月 31 日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。受付時間は、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)
- (3) 問合せ方法
 入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する F A X 又は電子メールアドレス宛て送付してください。なお、F A X 又は電子メールを送付した後に必ず担当者宛て電話連絡をしてください。
- (4) 回答方法
 令和 5 年 4 月 4 日(火)午後 5 時までに F A X 又は電子メールにより回答します。電話等による結果の問合せには一切応じません。
- (5) その他
 ア 原則として、受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。
 イ 提出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。
 ウ 万一質問したにもかかわらず、期日までに回答が無かった場合は電話にて御連絡ください。
- 7 競争入札参加資格の喪失
 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いた

- とき
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請について虚偽の記載をしたとき
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法
 ア この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は品目ごとの単価に予定数量を乗じて求めた総価で行います。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税額に相当する金額を除いた金額を記載してください。
 イ 入札書には必要事項を記載した「算出内訳書」を添付してください。
 ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書留郵便による応札とします。
 封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に 1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、令和 5 年 4 月 6 日(木)【必着】までに 3 の宛先に必ず書留郵便により送付してください。また、発送後に必ず担当者宛て電話連絡をしてください。
- (2) 開札の日時及び場所
 ア 開札日時
 令和 5 年 4 月 7 日(金) 午前 9 時
 イ 開札場所
 上記 3 に同じ
※郵送により応札を実施しますので、来庁いただく必要はありません。
 ※入札結果については、開札後、速やかにお知らせいたします。
- (3) 再度入札等の実施
 落札者がいない場合、または、くじにより落札者を決定する場合は、別途事業者に連絡の上、実施いたします。
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 落札者の決定方法
 川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
 ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
 入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約手続等
- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、または取りやめる場合があります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告及び入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3に同じ

川崎市公告第623号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 23 日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区細山三丁目967番2

ほか3筆の一部

1,437平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

相模原市緑区橋本三丁目11番8号

株式会社 イーカム 代表取締役 角田 満

3 予定建築物の用途

一戸建て住宅

計画戸数：9戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和 4 年10月12日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第64号

川崎市公告第624号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 24 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名
給食費徴収システム機器賃貸借契約（その2）
- (2) 賃貸借の期間
令和 5 年 6 月 1 日から令和10年 5 月 31日まで
- (3) 機器の設置場所
川崎市川崎区宮本町 6 明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
- (4) 契約の概要

「給食費徴収システム機器賃貸借契約（その2）仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「給食費徴収システム機器賃貸借契約（その2）入札説明書」（以下「入札説明書」という。）によります。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 5 ・ 6 年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書（様式1）」を提出してください。

(1) 提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

担当：山井

電話 044-200-2539（直通）

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和 5 年 3 月 24 日(金)から令和 5 年 3 月 30 日(木)16時まで

(3) 提出物

入札参加資格確認申請書

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

郵送又は電子メールによる送付とします。

郵送の場合は、配達記録が残る方法により郵送してください。

電子メールによる送付の場合は、pdf形式のファイルを送付するものとし、併せて原本を郵送にて送付ください。電子メールに添付したpdfファイルの到達をもって入札参加資格確認申請書の提出とします。また、電子メールを送付した際に上記問合せ先電話番号宛てにその旨御一報ください。

(5) 仕様書等の縦覧

本契約に係る仕様書及び入札説明書は、3(1)の場所において、入札参加資格確認申請書の提出期間中、配布するほか、以下のurlのウェブページ内で公開

します。

<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000149727.html>

4 入札の手續

(1) 日程の概要

入札手續の日程概要は次のとおりです。

- ア 入札参加資格確認結果通知書の送付
令和 5 年 4 月 3 日(月)
- イ 仕様等に関する質問の提出期限
令和 5 年 4 月 6 日(木)
- ウ 仕様等に関する質問への回答
令和 5 年 4 月 11 日(火)
- エ 入札及び開札
令和 5 年 4 月 14 日(金)

(2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

- ア 入札参加資格確認結果通知書の送付
入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式 2)」を送付します。
 - (ア) 送付日
令和 5 年 4 月 3 日(月)
 - (イ) 送付方法
電子メールにより送付します。
- イ 仕様等に関する質問
 - (ア) 質問の方法
仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「給食費徴収システム機器賃貸借契約(その 2) 質問書(様式 3)」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。
 - (イ) 質問の受付期間
令和 5 年 4 月 3 日(月)9 時から令和 5 年 4 月 6 日(木)17 時まで
 - (ウ) 回答
令和 5 年 4 月 11 日(火)までに、質問者名を伏せた上で、全ての質問及び回答を全参加者宛てに電子メールで送付します。
- ウ 入札及び開札
 - (ア) 入札の方法等
 - a 入札は総価で行います。
 - b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。
 - c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印

して提出してください。

d 入札書の提出方法は、持参とします。

(イ) 入札及び開札の日時

- a 日時
令和 5 年 4 月 14 日(金) 10 時 00 分

b 場所

川崎市川崎区宮本町 3 番地 3
川崎市役所第 4 庁舎 4 階 第 7 会議室

(ウ) 入札保証金

入札保証金は免除とします。

(エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

(オ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(カ) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(キ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約手續等

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 10% とします。ただし、川崎市契約規則第 33 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規程において閲覧することができます。

6 その他

(1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨

は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札説明書に定めのない事項

入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 予算の減額又は削除があった場合の契約の変更又は解除

ア 本市は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、本件契約を変更または解除することができるものとします。

イ アに規定する場合において本市が本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を本市に対して請求することができるものとします。この場合における補償額は、本市と受注者とが協議して定めるものとします。

川崎市公告第625号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年3月24日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目21番地9 三善ビル3階 株式会社フレックスホーム 代表取締役 金沢 裕矢		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区南平台660番1の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	8.88メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第218号	指定年月日	令和5年 3月24日	

川崎市公告第626号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年3月24日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区井田2丁目1272番1
ほか7筆の一部（第6工区）
13,992平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

3 予定建築物の用途

病院

計画戸数：1戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成21年4月10日

21 川 ま情 第55号

平成22年1月28日

21 川 ま情 第2161号（変更）

平成26年12月19日

26 川 ま建管 第2674号（変更）

平成27年12月25日

27 川 ま建管 第2502号（変更）

平成28年7月4日

28 川 ま建管 第927号（変更）

平成28年10月28日

28 川 ま建管 第1945号（変更）

平成29年2月7日

28 川 ま建管 第3041号（変更）

平成29年5月10日

29 川 ま建管 第351号（変更）

平成29年6月29日

29 川 ま建管 第926号（変更）

平成29年11月10日

29 川 ま建管 第1892号（変更）

平成29年11月17日

29 川 ま建管 第2094号（変更）

平成30年2月22日

29川 ま建管 第2927号（変更）

平成30年5月16日

30川 ま宅審 第83号（変更）

平成31年1月16日

30川 ま宅審 第467号（変更）

令和3年1月15日

2川 ま宅審 第390号（変更）

川崎市公告第627号

農商工等連携推進事業実施委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和5年3月24日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件名 農商工等連携推進事業実施委託
- (2) 委託期間 契約締結日～令和6年3月18日
- (3) 参考価格 2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 事業実施に関わるノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 企画提案審査会期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目「99その他業務 01イベント」に登録されていること
 なお、当該名簿への登録において、意向申出者が参加意向申出書を提出した時点で当該契約に対応するとして定めた業種・種目（「99その他業務 01イベント」）に登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日（企画提案審査会）までに当該業種・種目に登録されていることを条件として、その者の提案資格を満たしているものとする
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者
- 3 提案者を特定するための評価基準
 - (1) 業務への理解度
 - (2) 提案内容の実現性
 - (3) 提案内容の事業効果
 - (4) 事業実施体制
 - (5) 経費の妥当性
- 4 担当部局
 川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課
 〒213-0015
 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
 JAセレスカ梶ヶ谷ビル2階
 電 話（直通） 044-860-2462
 FAX 044-860-2464
 メールアドレス 28nogyo@city.kawasaki.jp
- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
 - (1) 配付期間 令和5年3月24日(金)～4月14日(金)17時
 （持参の場合は平日8時30分～12時、13時～17時）
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期限 令和5年3月24日(金)～4月14日(金)17時
 （持参の場合は平日8時30分～12時、13時～17時）
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期間 令和4年4月27日(木)～5月11日(木)17時
 （持参の場合は平日8時30分～12時、13時～17時）
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出書類 企画提案書（6部）、見積書（6部）、会社概要（6部）、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの（1部）、直近の決算書（1部）
 - (4) 提出方法 持参又は郵送（必着）
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
 要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
 4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
 - (1) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
 - (2) その他
 - ア 応募にあたっては、本公募型企画提案実施要領をご一読ください。
 仕様書に定める項目以外に、創意工夫による独自の提案等があったときは、市と協議のうえ契約内容に加味する場合があります。
 - イ 民法の一部改正等に伴う川崎市契約約款の改正のお知らせをご一読ください。
 - ウ 企画提案の審査は原則、書面審査にて実施します。
 - エ 選定結果の発送は令和5年5月24日(水)を予定しており、文書により全ての参加者に通知します。電話等による問合せには一切応じません。
 - オ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出等、不測の事態が発生した場合は、内容やスケジュール等を変更することがあります。その場合は進捗状況に応じて、変更した内容をホームページ等で公開します。

川崎市公告第628号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。
 なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 24 日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区宿河原六丁目 1268 番 6、1268 番 9 の各一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	14.47メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第219号	指定年月日	令和 5 年 3 月 24 日	

川崎市公告第629号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 24 日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区土橋二丁目 6 番地 17 株式会社 成建 代表取締役 常盤 孝一		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区潮見台 2197 番 11 の一部及び 2197 番 15 の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	25.75メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第220号	指定年月日	令和 5 年 3 月 24 日	

川崎市公告第630号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 24 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市幸区鹿島田三丁目 197 番 1
ほか 1 筆
682 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市中区宮川町 1 - 4
有限会社スタートル 代表取締役 桐生貴久
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7 戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号

令和 4 年 12 月 1 日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第75号

川崎市公告第631号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 27 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名
川崎市新本庁舎等移転に伴う残置物品の搬出計画策定及び現場管理業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町 1 番地ほか
 - (3) 履行期限
契約締結日から令和 6 年 10 月 31 日まで
 - (4) 目的
本市の庁舎移転に伴い、環境負荷軽減及び廃棄費用削減のため、庁舎内で什器等の解体・分別を実施した上での廃棄を円滑に行うことを目的として、残置物品の調査・廃棄等の計画策定及び廃棄等の作業工程・作業日程の調整等の現場総合管理業務を委託するものである。
- 2 競争入札参加資格
入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度入札競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
 - (4) 平成 29 年度から令和 4 年度（入札参加申込開始の前日）までに、国若しくは地方公共団体の庁舎又は民間企業の事務所等の移転（残置物品 3,000m³ 以上）において、同一案件（同一契約であることを要しない。）で以下の業務範囲の要件を全て満たす業務を元請として受託した実績を有する者であること。
 - ア 残置物品に係る調査（残置物台帳の作成並びに解体及び分別により生じるものの分類及び予定数量（物量（m³）及び重量（kg））の算出を含む。）
 - イ 廃棄物収集運搬・処分計画及び有価物搬出計画の策定（施設内での什器等分別解体及び解体後有価物・廃棄物の搬出工程作成を含む。）
 - ウ 什器等分別解体並びに廃棄物収集運搬・処分及

び有価物搬出に係る現場総合管理業務

(5) I S O / I E C 2 7 0 0 1 (J I S Q 2 7 0 0 1)、I S M S 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク認証を取得していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配付及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布場所

3(3)の場所で配布します。また、一般競争入札参加資格確認申請書は、川崎市のホームページ内「川崎市新本庁舎等移転に伴う残置物品の搬出計画策定及び現場管理業務委託の一般競争入札について(令和 5 年 3 月 27 日公表)」のページにおいて、本件入札公表詳細からダウンロードすることができます。

(参照先 URL : <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000149131.html>)

(2) 配付・提出期間

令和 5 年 3 月 27 日(月)から令和 5 年 4 月 3 日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前 9 時～午後 5 時
(ただし、正午～午後 1 時を除く)

(3) 提出場所・提出方法

提出場所は次のとおりとします。
〒210-0005 川崎市川崎区東田町 5 番地 4
川崎市役所第 3 庁舎 4 階
総務企画局本庁舎等整備推進室
電話 044-200-1820
提出方法は持参とします。

(4) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(4)及び(5)を証明する書類

4 入札説明書等の交付

3 により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書等を無料交付します。また、入札説明書等は 3(3)の場所において令和 5 年 3 月 27 日(月)から令和 5 年 4 月 3 日(月)まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和 5 年 4 月 7 日(金)午後 5 時までに令和 5・6 年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付します。

6 仕様書等に関する問い合わせ

仕様書等の内容に関する質問は、持参、電子メール又は F A X により受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所

3(3)と同じ

イ 電子メールの場合の提出先

17seibi@city.kawasaki.jp

ウ F A X の場合の提出先

044-200-3749

(2) 受付期間

令和 5 年 4 月 7 日(金)午前 9 時から令和 5 年 4 月 13 日(木)午後 5 時まで
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除き午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除きます。))とします。)

(3) 質問回答

質問に対する回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和 5 年 4 月 19 日(水)、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、F A X で送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び 2(4)又は(5)の書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和 5 年 4 月 27 日(木)
午前 10 時 00 分

入札書の提出場所 川崎市役所第 3 庁舎 15 階
第 1 会議室

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和 5 年 4 月 26 日(水)必着
入札書の提出場所 3(3)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に 1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、3(3)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合には、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者として、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

- ア 川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除とします。
- イ ア以外の場合は、契約金額の 10% を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(3)の場所及び川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
3(3)に同じ

川崎市公告第 632 号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和 5 年 3 月 27 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 5 年度人権啓発に係る広報業務委託
- (2) 履行場所 川崎市の指定する場所
- (3) 履行期限 令和 5 年 7 月 28 日まで

- (4) 委託概要 発注者の指示に従いポスターを制作し、市内鉄道路線主要駅に掲出するとともに、川崎駅前の大型デジタルサイネージで動画を放映する。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」（種目「広告代理店」）で登録されている者。

3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町 11 番地 2
川崎フロンティアビル 9 階
市民文化局人権・男女共同参画室
電 話 (044) 200-0098
F A X (044) 200-3914
E-mail 25zinken@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和 5 年 3 月 27 日(月)から 4 月 4 日(火)まで
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(ただし、正午～午後 1 時を除く。)
来庁する場合は、必ず事前に 3(1)へ電話連絡し、

来庁日時について、指示を受けてください。
なお、一般競争入札参加申込書等の書類は、次のウェブページからダウンロードすることもできます。
<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000149309.html>を参照してください。

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ その他添付書類

(4) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）とします。ただし、郵便とする場合、提出期限は、3(2)によらず、令和 5 年 4 月 4 日(火)必着とします。

(5) その他

- ア 提出された一般競争入札参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された一般競争入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 一般競争入札参加申込書等に関する問合せ先は、

3(1)とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書等を提出した者には、一般競争入札参加資格について審査の上、令和 5 年 4 月 6 日(木)までに、確認通知書を電子メール又は F A X で送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和 5 年 4 月 6 日(木)から令和 5 年 4 月 10 日(木)まで

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(ただし、正午～午後 1 時を除く。)

ウ 質問書の提出方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記 3(1)まで F A X 又は電子メールで提出してください(提出後は必ず電話で御一報ください。)

(2) 回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 5 年 4 月 12 日(木)までに、参加者全てに F A X 又は電子メールで回答します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 4 月 14 日(金) 午前 10 時 00 分

イ 場所 川崎市川崎区駅前本町 11 番地 2

川崎フロンティアビル 9 階

市民文化局会議室

(2) 入札書の提出方法

持参に限ります。

(3) 入札金額等

ア 入札書に記載する金額は、法令所定の消費税及び地方消費税額を含まないものとします。

イ 入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

ア 入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書を必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札の際に委任状を提出してください)。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 前払金 無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(3) その他問合せ窓口は 3(1)に同じです。

川崎市公告第 633 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 27 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

学校プール水水質検査業務

(2) 履行場所

川崎市立学校

(3) 履行期間

契約日から令和 5 年 12 月 11 日まで

(4) 調達概要

市立学校で学校薬剤師が採水したプール水(検体)を検査実施施設で検査を実施するとともに、検査結果書類を交付すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査測定」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します)。

(4) 履行期間が有効期間内となる水道法第 20 条第 3 項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者であること。また、水質検査を行う区域に川崎市が含まれること。

3 入札参加申込書等の配付及び提出

この入札に関する資料(入札説明書、仕様書、入札参加申込書等)は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からの閲覧できます。また、3(1)の場所で配布します。

この一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6

明治安田生命ビル 4 階

川崎市教育委員会事務局学校教育課健康教育課学校環境衛生担当 油田

電話 044-200-3294(直通)、

F A X 044-200-2853

電子メール 88kenko@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和 5 年 3 月 27 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、8 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで)

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格の確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和 5・6 年度

川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 4 月 4 日までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付します。

5 仕様に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様の内容に関し、質問することができます。なお、仕様以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

イ 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の配布・提出期間

令和 5 年 3 月 27 日から令和 5 年 4 月 5 日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、8 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで)

エ 質問書の提出方法

持参、電子メール、F A X 又は郵送によります。持参先等は 3(1)に同じです。

なお、電子メール又は F A X で送付した場合は、送付した旨を 3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は 5(1)ウの期間内に必着するよう発送してください。

(2) 回答

ア 回答日

令和 5 年 4 月 7 日

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付します。

また、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) 入札参加申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札の方法

入札は総価で行い、入札金額は仕様書に定める各検査項目の単価と予定数を乗じた額の合計額(消費税額及び地方消費税額を含めない)とします。

(2) 入札書の提出方法

持参

(3) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和5年4月11日 午前10時00分
提出場所 川崎市役所第4庁舎4階第4会議室

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札・開札の日時・場所

7(3)と同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約は単価契約とし、契約単価は入札金額の基礎となった検査項目の各単価をとします。

(2) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の適用により免除します。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 詳細は入札説明書によります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じです。

(6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

川崎市公告第634号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎区内道路維持(除草)委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内

(3) 履行期限 契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録がされている者。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録がされている者。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0834 川崎市川崎区大島1-25-10

川崎区役所道路公園センター管理課

電 話：044-244-3206

F A X：044-246-4909

E-Mail：61doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年3月27日(月)から令和5年4月3日(月)

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録の電子メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 4 月 7 日(金)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスに登録していない場合は、FAX で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を 3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 61doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-246-4909

(2) 質問受付期間

令和 5 年 4 月 7 日(金)午前 9 時から令和 5 年 4 月 13 日(木)午後 5 時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和 5 年 4 月 17 日(月)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和 5 年 4 月 19 日(水) 10 時 00 分

イ 場所 川崎区大島 1-25-10

川崎区役所道路公園センター 2 階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要 (10%)

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)に同じ。

川崎市公告第 635 号

(仮称) 京急川崎駅西口地区第一種市街地
再開発事業に係る条例環境影響評価準備書
等に関する公聴会の開催について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 48 号)第 23 条 2 項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境評価に関する条例施行規則(平成 12 年川崎市規則第 106 号)第 21 条に定める事項について、次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 28 日

川崎市長 福田 紀彦
条例環境影響評価準備書等に関する公聴会
の開催について

1 指定開発行為の名称

(仮称) 京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業

2 条例公聴会開催日時

令和 5 年 4 月 15 日(土)

午前10時00分から

3 条例公聴会開催場所

会場名 川崎市役所第4庁舎 4階
第6・第7会議室

所在地 川崎市宮本町3番地3

4 意見を聴こうとする事項

景観、地域交通

5 公述人数

あらかじめ公述の申出があった1名

6 傍聴について

(1) 新型コロナウイルス感染症予防及び感染拡大防止対策について

- ・マスクの着用及び手指消毒へのご配慮をお願いいたします。
- ・体調がすぐれない場合、発熱がある場合は傍聴を御遠慮ください。
- ・会場内での会話は控えてください。

(2) 傍聴受付

傍聴を希望する方は、9時30分から9時45分までに会場受付までお越しください。受付にて傍聴券を交付します(傍聴券のない方は入場できません)。

(3) 傍聴人の定員

傍聴人の人数は30人です。

9時45分の時点で30人を超えた場合は抽選により傍聴人を決定します。

(4) 傍聴人の遵守事項等

- ・傍聴人は発言できません。
- ・傍聴人は係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴してください。

これらの事項を遵守しない場合、議長の権限により退場を命ずることができます。

ア 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為は行わないこと。

イ ゼッケン及びたすき等の着用、旗及びプラカード等の掲出その他の示威的行為をしないこと。

ウ 会場内でビラ等の配布はしないこと。

エ 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

オ 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

カ 会場内で食事をしないこと。

キ その他会場の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。

(5) その他

公聴会会場へのお車での来場は御遠慮ください。

7 会議録について

公聴会の会議録は開催の翌月中までにホームページで公開します。

川崎市公告第636号

(仮称)使用済みプラスチック選別・再商品化施設〔スーパーソーティングセンター〕整備計画に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定により、標記事業に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和5年3月28日

川崎市長 福田紀彦

はじめに

(仮称) 使用済みプラスチック選別・再商品化施設 [スーパーソーティングセンター] 整備計画は、J & T 環境株式会社、川崎区水江町地内の J F E スチール株式会社、東日本製鉄所 京浜地区内の約 3.1ha の区域において、既存の建屋を利用して廃棄物中間処理施設 (プラスチックリサイクル施設) を設置するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例 (以下「条例」という。) に基づき、令和 4 年 11 月 29 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書 (以下「条例準備書」という。) を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審査委員会 (以下「審査会」という。) に諮問し、令和 5 年 3 月 16 日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、条例第 24 条に基づき、条例準備書等を総合的に審査し、本条例環境影響評価審査書 (以下「条例審査書」という。) を作成したものである。

(写)

**(仮称) 使用済みプラスチック選別・再商品化
施設 [スーパーソーティングセンター] 整備計画
に係る 条例 環境 影響 評価 審査 書**

令和 5 年 3 月

川 崎 市

- 1 指定開発行為の概要
- (1) 指定開発行為者
 名 称：J&T 環境株式会社
 代表者：代表取締役社長 露口 哲男
 住 所：横浜市鶴見区弁天町 3 番 1 号
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
 名 称：(仮称) 使用済みプラスチック選別・再商品化施設〔スーパーセンター〕整備計画
 種 類：廃棄物処理施設の新設 (第 2 種行為)
 (川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 7 の項に該当)
- (3) 指定開発行為を実施する区域
 位 置：川崎区水江町地内 (J F E スチール株式会社 東日本製鉄所 京浜地区 内)
 区域面積：約 30,660 m²
 用途地域：工業専用地域

目 次

1 指定開発行為の概要 1

2 審査結果 4

(1) 全般的事項 4

(2) 環境影響評価項目に関する事項 4

ア 温室効果ガス 4

イ 悪臭 4

ウ 騒音 4

エ 廃棄物等 (産業廃棄物) 4

オ 地域交通 (交通安全、交通混雑) 5

(3) 環境配慮項目に関する事項 5

ア 地震時等の災害 5

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過 6

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過 6

(4) 計画の概要

ア 目的

廃棄物中間処理施設 (プラスチックリサイクル施設) の設置

イ 土地利用計画

土地利用区分	計画地	
	面積 (m ²)	割合 (%)
計画建物	約 21,340	約 69.6
通路等	約 9,320	約 30.4
合計	約 30,660	100.0

ウ 建築計画

施設種類・名称	建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)	構造	最高高さ (m)	階数
水江共通品 2号倉庫	約 21,108	約 27,271	鉄骨	約 50	1 階
計画 建物	約 194	約 308	鉄骨	約 6.5	2 階
既存 建物	約 38	約 38	補強コンクリートブロック	約 3.5	1 階
合計	約 21,340	約 27,617	—	—	—

エ 工場設備計画

項目	計画内容	能力
処理能力	一般廃棄物: 178.7t/日	
	産業廃棄物: 188.1t/日	
処理設備	破袋機	74.9t/日
	破砕機 (二軸破砕機)	103.8t/日
	粉砕機	25.2t/日
	選別機 (揺動選別機)	76.6t/日
	選別機 (光学選別機)	50.4t/日
	圧縮梱包機 1	46.3t/日
	圧縮梱包機 2	122.3t/日
	粗破砕機 (二軸破砕機)	164.1t/日
	一軸破砕機 1	81.5t/日
	一軸破砕機 2	81.5t/日
	選別機 (風力選別機 1)	85.4t/日
	選別機 (風力選別機 2)	85.4t/日
	圧縮機 (成形機) 1	56.9t/日
	圧縮機 (成形機) 2	56.9t/日
	圧縮機 (成形機) 3	56.9t/日
	圧縮機 (成形機) 4	22.3t/日
運転計画	稼働時間: 24 時間/日 年間稼働日数: 365 日 従業員数: 50 名程度 (15 名 × 3 交代)	—

注 1) 一廃対象は一般廃棄物の処理能力、産業廃棄物は産業廃棄物の処理能力の算定対象となる設備を示す。

注 2) 各処理設備の能力は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計 (処理能力) が一致しない場合がある。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、廃棄物中間処理施設(プラスチックリサイクル施設)を設置するものであり、供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

事業計画を踏まえ、プラスチックの資源化による温室効果ガス排出量の削減の程度について条例環境影響評価書で示すとともに、事業の実施に当たっては、脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量のより一層の削減につながる措置について検討すること。

イ 悪臭

著しく臭気を発するものは受入対象外とすることを前段に予測及び評価を行っていることから、周辺環境を悪化させないよう、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 騒音

沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境保全目標を超過している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

エ 廃棄物等(産業廃棄物)

供用時に発生する産業廃棄物は、可能な限り資源の循環が図られる方法で処分すること。

オ 地域交通(交通安全、交通混雑)

歩行者に対する安全への配慮が必要であると予測している箇所があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、施設関連車両ルートの一部車線が現況において混雑度 1.0 を上回っていることから、施設関連車両による影響の低減策を検討し、条例環境影響評価書において示すとともに、渋滞の状況を考慮した適切な車両の運行管理を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「地球温暖化対策」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

ア 地震時等の災害

計画地は、一般的に地震が軟らかいとされている埋立地に位置しており、地震時に他の地域に比べて揺れが大きく増幅される可能性があるため、条例準備書に記載した措置の内容を徹底するとともに、事業継続マネジメントをすること。

3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領 12月 6日 12月 21日 令和 5 年 1 月 19日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領 条例準備書公告、締結開始 市長から審議会に条例準備書について諮問 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし 審議会から市長に条例準備書について答申 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付
4	川崎市環境影響評価審議会の審議経過	令和 4 年 12 月 21 日 令和 5 年 2 月 7 日 3 月 15 日	現地視察 審議会 (条例準備書事業者説明及び審議) 審議会 (条例準備書答申案審議)

川崎市公告第637号

令和 5 年 3 月 29 日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀 彦

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	水路維持 (中原) 工事
	履行場所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期間	契約の日から令和 6 年 3 月 31 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者 (業種「土木」) を配置できること。</p>	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年4月12日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内主要地方道幸多摩線交差点改良工事
	履行場所	川崎市中原区等々力19番地先
	履行期間	契約の日から120日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年4月12日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	高津中学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市高津区久本3丁目11番2号
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。	

参加資格	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 5 年 5 月 12 日 14 時 30 分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 4)

競争入札に付する事項	件名	金程中学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区金程 3 丁目 16 番 1 号
	履行期間	契約の日から令和 6 年 3 月 15 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和 5・6 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 20 点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 5 年 5 月 12 日 14 時 30 分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 5)

競争入札に付する事項	件名	西生田中学校校舎改修その他その 3 工事
	履行場所	川崎市麻生区高石 3 丁目 25 番 1 号
	履行期間	契約の日から令和 5 年 12 月 28 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和 5・6 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 20 点以上であること。</p>	

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 5 年 5 月 12 日 14 時 30 分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 6)

競争入札に付する事項	件名	幸町小学校体育館改修その他工事
	履行場所	川崎市幸区中幸町 2 丁目 17 番地
	履行期間	契約の日から令和 6 年 3 月 28 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和 5・6 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 20 点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	<p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。） ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年5月12日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	向丘中学校受変電設備改修工事
	履行場所	川崎市宮前区神木本町5丁目11番1号
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	<p>(9) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年5月10日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	麻生区役所換気設備改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。</p>	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年5月12日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第638号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に際する当事者間の法律関係	
所在	現況地目	面積 (㎡)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃 (年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
麻生区岡上 字梨子ノ木1283	畑	1,889	滝澤 弘孝	麻生区岡上2丁目29番14号	貸借権	普通畑	令和5年4月1日	令和8年3月31日	57,000	毎年3月末までに地権者口座に振り込む	田邊 美裕	宮前区馬絹6-19-15	貸借
麻生区岡上 字梨子ノ木1289	畑	2,538	長谷川 千代子 長谷川 瑞英 長谷川 英人	麻生区岡上1095 麻生区岡上1095 麻生区王禅寺東5-3-37	貸借権	普通畑	令和5年4月1日	令和8年3月31日	65,000	毎年3月末までに貸手の口座に振り込む	梶 俊夫	麻生区岡上5-6-19	貸借
麻生区岡上 字梨子ノ木1260の一部	畑	4,035㎡の内 1,212	梶 洋子	麻生区岡上1235	貸借権	普通畑	令和5年4月1日	令和7年3月31日	20,000	毎年3月末日までに貸手の口座に振り込む	高松 清	東京都町田市大蔵町2224-1	貸借
麻生区岡上 字梨子ノ木1226の一部	畑	1,254㎡の内 624	星野 道人 星野 早苗	川崎市麻生区岡上1丁目19番23-501	貸借権	普通畑	令和5年4月1日	令和8年3月31日	12,500	毎年12月末日までに貸手の口座に振り込む	清水 良一	宮前区菅生6-15-1	貸借
麻生区岡上 字梨子ノ木1226の一部	畑	1,254㎡の内 630			貸借権	普通畑	令和5年4月1日	令和8年3月31日	12,600	毎年12月末日までに貸手の口座に振り込む	川崎 寿文	宮前区菅生3-18-14	貸借
麻生区黒川 字明坪2080	田	744	元木 要介	麻生区黒川1343	貸借権	田	令和5年4月1日	令和7年3月31日	10,000	毎年12月末日までに貸手宅に持参する	坂本 正	麻生区黒川1245	貸借
麻生区黒川 字海道1361	畑	1,198	市川 民世 市川 修	川崎市麻生区黒川11775-11	使用借権	ボランティニア育成研修会の実習ほ場として利用	令和5年4月1日	令和6年3月31日	-	-	川崎市 川崎市長 福田 紀彦	川崎市宮本町1	使用貸借